

## 平成31年3月第2回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 平成31年3月11日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 竹 中 多津美	2番 上 山 精 雄	3番 亀 井 賢 夫
4番 小 椋 利 廣	5番 脇 本 健 樹	6番 久 保 八太雄
7番 谷 口 總一郎	8番 山 本 賢 誓	9番 山 下 浩 平
10番 堺 喜久美	11番 町 田 又 一	12番 林 竹 松
13番 濱 口 太 作		

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 武 井 知 香  
事務局次長兼班長 谷 村 直 人  
議事班主任 千代岡 陽 子  
議事班主事 市 川 賢

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 久 保 信 介
総務課長併選挙管理委員会事務局長 久 保 一 彦	企画財政課長 山 本 康 二
財産管理課長 黒 岩 道 宏	税 務 課 長 長 崎 潤 子
市民課長 中 屋 秀 志	保健介護課長 辻 さおり
人権啓発課長 寺 岡 弥 生	産業振興課長併農業委員会事務局長 川 上 建 司
建設土木課長 岡 本 秀 彦	観光ジオパーク推進課長 山 崎 桂
債権管理課長 上 松 富 士 樹	防災対策課長 大 西 亨
会計管理者兼会計課長 森 岡 光	福祉事務所長 小 松 達 也
教育次長兼学校保育課長 竹 本 俊 之	生涯学習課長補佐 戎 井 健
水道局長 西 村 城 人	消 防 長 藤 本 昇
監査委員事務局長 中 岡 佳 子	

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（濱口太作君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。武井議会事務局長。

○議会事務局長（武井知香君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数13名中、午前中欠席届1名、現在12名の出席でございます。

午前中欠席議員は、山本賢誓議員、道路が通行どめのためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（濱口太作君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 12番林竹松。平成最後の室戸市議会定例会におきまして、市民を代表し、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、東日本大震災から8年、そして日本では各地域において大きな地震や災害が起きております。そのことによって、多くの方々が命と財産をなくされました。そのことにつきましても、心からお見舞いとお悔やみを申し上げたいと思います。

そして、このたび退職されます職員の皆さん、長年室戸市の発展のために御尽力いただきましたことにつきましても、市民を代表し、心から厚くお礼を申し上げます。退職されました後も、健康に留意されまして、健康で明るい生活を送っていただきますよう、心から御祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢についてお聞きをいたします。

(1)子供の未来を保障するために。

①子供たちの命と人権を守るため、学校教育の中で差別や差別、いじめについてなくするためにどのような方法で取り組んでいるのか。また、これらのことについて、室戸市の教育現場では起きていないのかどうか、お聞きをいたします。

②今、全国的に親の虐待によってとうとい、幼い命が奪われております。子供たちの生きる権利が侵害されておりますが、室戸市教育の中ではどのような方法で取り組まれているのか、お聞きをします。学校教育、家庭教育、社会教育がどのような状況にあるのか、お聞きをいたします。

③差別や差別、いじめ、虐待死をなくするためにどのようなマニュアルを策定されているのか、これらについての市民への啓発をどのような方法で行われているのか、お聞きをいたしま

す。

特に、精神的いじめや虐待、性暴力といったことについて、どう見抜き、防ぐのか、あわせてお聞きをするものであります。

次に、2の行政の主体的な実態把握の責務についてお聞きをいたします。

(1) 自発的意志に基づく自主的な住民要求との調和の問題についてお聞きをいたします。

① 要求内容を行政の自力で正しく把握する行政活動とはどういった行政活動があるのか。

② 要求内容を行政の自力で正しく分析する行政活動とはどういった行政活動があるのか。

③ 要求内容を行政の自力で正しく吸収する行政活動とはどういった行政活動があるのか。

④ 要求内容を行政の自力で正しく満たす行政活動とはどういった行政活動があるのか。

(2) 住民が行政に対して欲求し、または要求する姿の問題についてお聞きをいたします。

① 住民が実生活の中から、無言で訴え、欲求し、要求する課題とはどういった課題があるのか。

② 住民が実生活の中から、声に出して訴え、欲求し、要求する姿について、どういうことがあるのか、お聞きをいたします。

③ 住民が実生活の中から、行動によって訴え、欲求し、要求することについて、どういったことがあるのか、お聞きをいたします。

④ 住民が実生活の中から、人権侵害に抵抗する姿の種類について、どういった抵抗の種類があるのか、お聞きをいたします。

(3) 市民の生活権、生存権と各種行政制度の創造についてお聞きをいたします。

① 現行の各種施策の制度と生活実施に対応する制度の創造について、どういった制度の創造があるのか、お聞きをいたします。

② 生活権、生存権を守り、新しく創造する行政の姿勢とはどういった姿勢が求められておるのか、お聞きをいたします。

③ 行政の自主的立場から、住民へ求める行政制度の創造とはどういった創造があるのか、求められるのか、お聞きをいたします。

④ 同和地区と隣の社会がひとしく結ばれ、相互に繁栄する福祉をつくり合い、発展を図る行政制度の創造とはどういった創造が求められておるのか、あるのか、お聞きをいたします。

⑤ 同和地区の内部社会が近代化され、ひとしく生活権や生存権が保障される近代的な行政制度の創造とはどういった行政制度の創造があるのか、お聞きをいたします。

次に、行政の主体性の確立と行政の近代化についてお聞きをいたします。

(1) 住民の権利義務と行政の権利義務の近代的な調和についてお聞きをいたします。

① 普遍的な社会性を求める住民活動と行政活動の調和について、どういった行政活動の調和があるのか、必要なのか、お聞きをいたします。

② 相互の主体性の尊重と権利義務の限度の区分とはどういった限度の区分があるのか、お聞

きをいたします。

③相互の対話と協調の関係の創造についての義務履行について、どういった義務履行があるのか、お聞きをいたします。

④相互の権利義務に関する社会的節度と行政ルールとはどういった行政ルールがあるのか、必要なのか、お聞きをいたします。

(2)住民と行政の間の信、不信の関係についてお聞きをいたします。

①住民の信、不信と過去の時代における各種の依存の行政とはどういった依存の行政があるのか、あったのか、お聞きをいたします。

②行政の空白、欺瞞、逃避と住民の意識の近代化とはどういった近代化が求められるのか、あるのか、お聞きをいたします。

③孤独の行政と開かれた行政の対比について、どういった行政の対比があるのか、お聞きをいたします。

④ひとしく知らずより聞く行政と各種のボスの行政とはどういったボスの行政があるのか、お聞きをいたします。

(3)真の民主的な地方自治と行政の関係についてお聞きをいたします。

①全ての市民の持ち物となる行政の姿の創造とはどういった姿の創造をされているのか、お聞きをいたします。

②行政の課題と地方自治の課題の共通点とはどういった課題、共通点があるのか、お聞きをいたします。

次に、学校教育における人権教育の改善、充実の基本的な考え方及び保育事業について、及び教育集会所についてお聞きをいたします。

(1)学校及び保育における人権教育について。

①平成11年の人権擁護推進審議会で、人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利と定義されております。

また、基本計画では、人権を、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利と説明をしております。人権を一層身近で具体的な事柄に関連させ、より明確に把握することが必要であると考えますが、人とは何か、権利とは何か、人権とは何か、また人権の具体的な内容にどんな権利があるのか、お聞きをするものであります。

次に、人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。全ての人々は自分自身としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然なのであるし、したがって誰であれ、ほかの人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うものであります。執行部はこれらについてどのように捉えているのか、お聞きをいたし

ます。

次に、人権教育であります。これについては、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を意味し、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（同法第3条）にすることを旨とするとされております。この人権教育の定義についても、より具体的に捉えることが重要であると考えているが、これらについての答弁を求めるものであります。

次に、人権教育の目的を達成するためには、第1に、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、理解すること、第2に、人権が持つ価値や重要性を認識し、人権感覚と人権擁護の精神を養い、実施していく力を育成することが求められています。学校及び保育における人権教育の現状と課題について、答弁をされたいのであります。

次に、人権教育の指導方法等のあり方についてお聞きをいたします。

家庭や地域社会の協力等を得るための意識的な取り組みについてお聞きをいたします。

①人権教育の指導計画、学習の課程、学習修了等の段階で、児童・生徒だけではなく、家庭に対して人権教育や人権意識に関しての意識や意向を調査し、常に家庭や地域社会の意向を踏まえ、反映させながら取り組むこと。

②学校や行政機関による適切な連携のための協議を踏まえ、授業等において、保護者や地域の人材を活用したり、保護者参加型の授業を工夫すること。

③授業参観等の機会を捉えて、人権に関する主題を取り上げたり、学年・学級懇談会等を人権教育にかかわる内容で開催すること。

④人権教育の取り組みの様子や成果を学校だより等を通してふだんから保護者へ、地域社会の住民に訴え、学校の取り組みへの理解を広めるとともに、このことを通して、人権を尊重しようとする意識を家庭や地域社会にも浸透させ、地域社会における人権感覚豊かな人間関係の形成を推進すること。

⑤家庭訪問などによって、児童・生徒の家庭や地域での生活実態と生活実感を把握しておくこと。

なお、その際にはプライバシー等に配慮することが必要であること。

⑥地域の教育力と公の教育のネットワークを組んで、人権フェスタ等の取り組みを行うなど、それぞれの立場で一人一人の子供を見詰め、育成する取り組みを推進することなどが不可欠であると考えます。室戸市の現状と課題、取り組みについて説明をされたいのであります。

⑦保育事業についてお聞きをいたします。

室戸市の保育所のうち、3カ所が同和対策事業補助金で建設されたものであります。法律がどのように変わろうと、あるいはなくなろうとも、補助条件や趣旨は変わるものではありません。室戸市は、同和保育や人権教育にどのように取り組まれているのか、その成果等についてもお聞きするものであります。

⑧人権教育及び啓発事業法はどう具体化されているのか。室戸市人権教育行政をどのように計画を立てて取り組んでいるのか、お聞きをいたします。

⑨教育集会所が各地に建設されておりますが、今日において、集会所を利用した事業は行われておりません。部落差別をなくするために、国民のとうとい税金を使い建設された施設であります。このまま何もせず腐らすつもりなのか。多額の税金を使ってつくられた施設を有効に利用しない現状のままでは、行政によって行われた税金の無駄遣いであり、私はそれを断じて許すわけにはいかない。部落差別はなくなったのか、明らかにするとともに、行政責任を明らかにされたいし、またこの施設の利用はしなくても、管理責任はあるはずであります。いつまでに適正な管理をするのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、身近な課題への対応についてお聞きをいたします。

(1)同和問題のこれまでの取り組みと評価についてお聞きをいたします。

①広報等での啓発活動について、どのように取り組まれてきたのか、その成果等についてもお聞きをいたします。

②市民が参加する人権教育推進組織等の育成や活動についてはどうだったのか、お聞きをいたします。

③部落差別をなくする運動強調旬間や人権週間にはどう取り組まれてきたのか、その成果等についてもお聞きをするものであります。

④人権教育推進講座は計画的に実施されているのか、指導者の育成についてはどうか、お聞きをいたします。

⑤企業及び市民に対する同和問題についての教育、啓発活動はどうであったのか、お聞きをいたします。

⑥同和地区児童・生徒の教育的課題は何であって、どのように関係機関等が連携をし、学力の向上と自立を目指した進路保障を図ったのか、お聞きをいたします。

⑦学校教育において、どのように学校間格差の解消と人権教育の向上を図ってきたのか、その取り組みと成果等についてもお聞きをするものであります。

⑧人権教育を推進していく中で、小・中学校の連携についてはどうか、お聞きをいたします。

⑨市民館を住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしてどう活用されてきたのか、その建設された成果等についても、趣旨についてもお聞きするものであります。

⑩生活相談や就労相談事業にどのように取り組み、どのような成果があったのか、お聞きをいたします。

次に、部落差別解消推進法の具体化に向けた今後の取り組みについてお聞きをいたします。

2016年12月に施行されました部落差別の解消の推進に関する法律については、今なお部落差別があるという実態を踏まえ、部落差別はあってはならない、許されないものであるとして、

部落差別のない社会づくりに向けて、法第4条で相談体制の充実を、第5条で教育、啓発の推進を、第6条では部落差別の実態に係る調査を定め、部落差別の解消のための施策について、国と地方自治体がそれぞれの役割を明確にしながら取り組みを進めていくことが明記されております。

①この法律を受けての市民への啓発の方法と研修の方法はどのように取り組んでいるのか。

②職員への研修はどのような方法で行っているのか。部落差別解消推進法の第4条に基づいて相談体制の充実を求められております。今後、人事異動等についてどのように充実をしていくのか、されるのか、お聞きをするものであります。

③部落差別や人権問題についての指導や助言できる職員の育成はどのように行っているのか。また、指導できる職員は何名程度ができるのか、お聞きをするものであります。

次に、市民館への職員の充実についてお聞きをいたします。

このことにつきましては、先ほど述べましたように部落差別の解消の推進に関する法律の制定により、その中で第4条には、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るというふうに定められております。その中において、この市民館設置及び管理条例の施行規則の中には、同和問題や人権問題、部落差別の解決は行政の最重要課題とされておりますが、そのようになっていない。室戸市行政の役割は全課に関係があります。そういう意味合いにおきまして、この趣旨については、この規則は室戸市立市民館設置及び管理条例の施行に関し、市民館が地域社会の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のために、各種事業及び住民のサービス向上のための業務等を総合的に行うことについて必要な事項を定めるものとするということで、趣旨ははっきりとなっております。

そこで、第5条において、市民館に、館長、その他必要な職員を置くものとするというふうになっております。そして、市民館設置及び管理条例施行規則はあらゆる法律を受けて条例を制定されております。なぜ条例が守られないのか、お聞きをいたします。

次に、行政が定めた条例は行政執行になくてもならないものであり、いわば行政の憲法のようなものです。この条例を守らなくても構わない法的根拠があるのかどうか、お聞きをいたします。

この条例の趣旨に基づき、市民館に館長を配置していない館が2館あることは、補助金や地方交付税に違反しているのではないかと、お聞きをするものであります。

そして、それに加えて、次の高知県隣保館運営支援事業実施要領について、この基本事業のところに館長の兼任が認められる合理的な理由は次に掲げるものとするということですが、そして次には同一敷地内の兼務であり、主たる業務が隣保館長というふうな定めがあります。これから言わせてもらえば、大谷と菜生、行当と吉良川市民館が兼務であります。こ

れは、ここでうたわれておるように同一敷地内になるのかどうか、納得できるような説明を求めめるものであります。

もうすぐに異動の時期を迎えますが、この市民館へ異動すると、職員の中には島流しにあったとか、左遷されたとかと言われておる職員がおります、それはどういうことなのか、あわせて、市長、あなたの口から実効性のある答弁をいただくようお願いをしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） おはようございます。

林議員さんにお答えをいたします。

まず、大きな1点目の市長の政治姿勢についての(1)子供の未来を保障するための2点目の親の虐待への取り組みと学校教育、家庭教育、社会教育がどのような状況にあるのかについてお答えいたします。

全国的な親の虐待については、大変心が痛む問題であります。林議員さん同様に、室戸市でこのような悲惨な虐待が発生しないよう、その取り組みが大変重要であることは申すまでもないことであります。

虐待への取り組みとしましては、虐待を受けている子供を初めとする要保護児童の早期発見や適切な保護、または要支援児童への適切な支援を図るため、国の市町村子ども家庭支援指針に基づき、高知県中央児童相談所、安芸福祉保健所、室戸警察署、室戸市関係課、室戸市内各保育所、学校、民生委員、児童委員など35の機関、団体で構成をされた室戸市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関同士が円滑な連携協力ができるよう、日ごろから支援内容に関する会議を開催するなどして、相互に必要な情報の交換、共有を行うとともに、要保護児童もしくは要支援児童及びその保護者等に対する支援に取り組んでおります。

また、家庭児童相談室では、子供の育児やしつけ、養育、発達、性格上の相談などに対応し、家庭に対する支援を行っているところであります。

次に、3点目の区別や差別、いじめ、虐待死をなくするためのマニュアルの制定、市民への啓発の方法についてお答えいたします。

障害者虐待防止と対応の基本、養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待の防止と対応について定めた市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き、高齢者虐待の種類と緊急性の判断目安やその対応、支援体制、立入調査等を作成をし、室戸市地域包括支援センターや警察等の関係機関と共用する高齢者虐待防止・早期発見マニュアルを策定しております。

このほか、児童虐待防止に関しましては、国の市町村子ども・家庭支援指針がございますので、それに基づき、室戸市要保護児童対策地域協議会や家庭児童相談室のかかわりにより虐待防止に取り組んでおります。

人は誰もが尊重され、差別されることなく、幸せに生きる権利を持っております。これは、出身地、性別、障害のあるなし、年齢などを超えて全ての人に生まれながらに与えられた権利であります。いじめに遭った子供は、悩み、苦しみ、その後の人間形成にも悪影響を及ぼす可能性があります。また、虐待は、子供の心身に重要な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応を要します。

これらの啓発としましては、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」や全国一斉「子どもの人権110番」強化週間及び「考えよう子どもの人権」をテーマとしたコラムなどの広報やホームページへの掲載、チラシの配布などにより周知に努め、市民に向けた啓発活動に取り組んでいるところでございます。

次に、2の行政の主体的な実態の把握の責務についてでございます。

大変難しい御質問でございますので、一般論としての私なりの解釈をもって答弁させていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、(1)自発的意志に基づく自主的な住民要求との調和の問題についてでございます。

初めに、自発的意志に基づく自主的な住民要求との調和の問題につきましては、住民の思い、期待、求めていることと行政側のそれらの受けとめ方のバランスの問題ではないかというふうに考えております。

その上に立ちまして、①点目の要求内容を行政の自力で正しく把握する行政活動とは、住民からのそうした要求を市及び職員がみずから正確に適切に把握しようとする活動のことであり、②点目の正しく分析するとは、それらを見ずから正しく分析をし、③点目の正しく吸収するとは、その上でそれらをしっかり理解及び吸収をし、④点目の正しく満たすとは、それらの要求を適切に実行に移すことなど、住民要求を満たす行政の活動を示しているのではないかと考えているところであります。

つまり住民から声にして直接要求されていなくても、行政がみずから背景にある住民の要求を察知し、住民を満足させられる体制になっているか、行政サービスの向上に取り組んでいるかが問われていることではないかと考えるところであります。

そのために、行政、市職員は積極的に地域へ足を運び、適切な情報の提供や説明責任を果たし、市民の行政へ参加する権利を尊重することにより、市民の要求を正しく把握し、その要求に対して正しく分析し、課題解決に当たっていかなければならないということではないかと考えております。

そして、なぜそうした欲求や要求がされるのか、その住民の欲求や要求の背景にある問題は何かを考え、常に声なき声を聞く努力を惜しまず、改めるべきところは改めるなど、行政と住民の間の信頼関係を構築していかなければならないと考えております。

次に、(2)住民が行政に対し欲求し、または要求する姿の問題についてであります。

まず、①点目の住民が実生活の中から無言で訴え、欲求し、要求する問題につきましては、

住民の皆さんが実生活の中で無言で訴え、欲求し、要求するとは、日々の日常生活の中で住民の皆さんが不安に思い、あるいは不満に感じている、行政側に届いていない声なき声ということではないかと考えるところでございます。

そして、②点目の声に出して訴え、欲求し、要求する課題とは、それらを実際に声に出して行政側に訴えかけること、そして③点目の行動によって訴え、欲求し、要求する課題とは、さらに一歩進んで、現実的な行動に移して訴えかけることではないかと考えるところでございます。

欲求や要求の声が上がるということは、当然その住民は欲求や要求の実現を求めて、そうした行動に移されるのだと思います。そして、行政は、その声を聞き届けることが大切であります。もしかすると、その声の場所は自宅かもしれませんし、街角かもしれません。また、友人同士での会話の中で出た話かもしれません。あるいは、直接担当部署ではない市役所の窓口かもしれません。そうした欲求、要求の声を行政側が把握しようとする努力、態度、つまり市役所に出して待つ姿勢ではなく、みずからが主体的に能動的に機動的に把握しようとする姿勢の必要性を指摘しているのではないかと考えるところであります。

その場合、行政に必要とされるのは、その方の行動や態度のみで判断するのではなく、その取り巻く環境や生活実態、あるいは置かれている困難な状況などについてきちんとお話を聞く姿勢が大切であると考えております。

そして、その欲求や要求を十分理解し、吸収した上で、課題の解決のために行政として何ができるのかを分析し、対応策を考えていくことが重要ではないかと考えるところであります。そのためには、住民同士のコミュニティーに加え、常会長さん、民生委員さんといった地域の方々、あるいは市民館などの市の出先機関等との連携が必要であることは言うまでもありません。その上で、対話と情報の共有の中から住民の思いを酌み取り、行政の事業や施策に役立てていくことが重要であると考えております。

次に、④点目の住民が実生活の中から人権侵害に抵抗する姿の種類についてでございます。

人権侵害に抵抗する姿の種類について、私自身全てを理解できているわけではありませんが、例えば糾弾や闘争、団体交渉などが抵抗する姿の種類の一つではないかと考えております。ほかに、無言や無視、諦めや逃避なども消極的な抵抗の姿であると考えております。人は、一人一人がかけがえのない存在であって、最大限尊重されるべきものであり、たとえどんな理由があっても、人権侵害は決して許されることではありません。これまでお答えしてまいりましたように、市及び市政に携わる職員一人一人が人権に対する認識を深め、人権尊重の意識をしっかりと持って、それぞれの業務に当たらなければならないと考えております。

次に、(3)市民の生活権、生存権と各種行政制度の創造についてでございます。

①点目の現行の各種施策、制度と生活実施に対応する制度の創造についてであります。行政が行う各種施策につきましては、そのときの時代背景や社会経済状況、あるいは地域の実態

や住民要求等によりそれぞれの時々の施策や制度として行われてきたところでございます。行政には住民の生活状況や行政需要の変化、住民要求の深化や多様性などを敏感に感じ取り、新たな施策の提案や改編の必要性などを検討し、実施していくことが求められているのではないかと考えております。前段の住民からの欲求、要求の実態をしっかりと把握し、正しく理解、吸収、分析をし、各種制度の創設や改変を適時適切に行うことができるよう、行政、そして職員一人一人の資質と能力向上にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、②生活権、生存権を守り、新しく創造する行政の姿勢についてでございます。

日本国憲法第25条において、全て国民は健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、また国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと規定し、生存権と生活権を全ての国民に基本的人権として保障していることは御案内のとおりでございます。行政において実施されるあらゆる事業、施策は、全て住民の基本的人権の尊重の上に実施されることが求められることは言うまでもありません。人が生きるということは、生命を維持することではありますが、生存権、生活権は一定の社会関係の中で健康で文化的な生活を営むことを内容とする権利であり、具体的には、勤労や教育の機会均等、各種の社会保障を通じて健全な環境のもとで健康に生きる権利などがあります。全ての国民にこうした基本的人権が与えられているということと、国家は全ての国民にそうした生活を保障する義務があるということをしかりと理解した上で、私たち行政職員は日々の業務に取り組まなければならないと考えております。

次に、③行政の自主的立場から、住民へ求める行政制度の姿勢についてであります。

行政から住民への働きかけにつきましては、これまでも市民アンケートや市政懇談会、あるいは新たな施策、計画へのパブリックコメントの収集などの方法により行ってきたところであります。しかしながら、市民への行政情報の発信や、より多くの住民の声を幅広く収集し、あるいは行政側から求める仕組みなどにつきましては、まだまだ改善の余地があるのではないかと考えるところでございます。

今後におきましては、そうした手法や分析、活用、実践方法等について、先進事例の研究や仕組みづくりなどについて検討していきたいと考えております。

次に、④同和地区と隣の社会がひとしく結ばれ、相互に繁栄する福祉をつくり合い、発展を図る行政制度の創造についてでございます。

同和問題を初めとする人権問題の解決のためにも、人権尊重のまちづくりのためにも、同和地区と周辺地域がひとしく、互いに協力し合い、支え合う活動を行っていくことは大変重要なことであります。

こうした活動を行う拠点として、地域の中における福祉の向上や人権啓発、交流の場であり、開かれたコミュニティセンターとして市民館が設置されており、生活上の各種相談事業や人権問題解決のための各種活動を行っているところであります。

これまでの市民館における取り組みといたしましては、地域内外、あるいは周辺地域の方たちとの相互理解を深めるための各種教室など地域交流事業、また同和問題を初めとする人権問題の学習会や啓発事業などに取り組んでまいりました。また、公民館との交流事業も行っており、運動会やセミナーへの参加などを通じて相互理解を深める機会としているところでございます。

今後におきましても、あらゆる機会を通じて、地域間の交流活動を行い、相互理解を深めるとともに、新たな組織についての検討など、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に向けて事業を推進してまいります。

次に、⑤同和地区の内部社会が近代化され、ひとしく生活権や生存権が保障される近代的な行政制度の創造についてでございます。

同和地区の内部社会は、昭和44年の同和对策事業特別措置法など一連の特別措置法のもと、地域住民の自立促進及び生活基盤の充実を図るために、産業振興や雇用対策など各種の施策を実施する中で近代化されてきたことは御案内のとおりでございます。農業や水産業では農道や農業用倉庫、漁港や荷さばき施設などの整備に取り組んでまいりました。また、商工業におきましても、共同作業場の整備や産業育成資金貸付金、各種指導員、相談員制度を実施し、地域住民の産業振興や経営の安定、経済的自立促進を目指して事業を推進してきたところであります。

しかしながら、こうした事業によってハード面には一定の成果が見られましたが、産業振興や雇用促進の分野においては、必ずしも目的とする成果に至っていない実態もございます。その要因といたしましては、環境整備は実施できたが、地区内の経済的基盤が脆弱で、零細であったことから、企業経営等が不安定で、持続性がなかったことなどが上げられるのではないかと考えております。また、行政指導の取り組みについても工夫すべき点はなかったかというふうに感じております。

先ほども申し上げましたとおり、施策等の執行機関である行政には常に基本的人権の尊重が求められており、その上に立って進めていくことが求められていることは言うまでもありません。同和对策事業特別措置法の施行からことしで半世紀を迎えますが、平成28年12月に成立いたしました部落差別の解消の推進に関する法律にもうたわれておりますように、今なお部落差別があるという実態を踏まえ、部落差別はあってはならない、許されないものであるという理念、考えのもと、差別のない社会づくりに向けて取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、大きな3点目の行政の主体性の確立と行政の近代化についての(1)住民の権利義務と行政の権利義務の近代的な調和についてでございます。

地方公共団体の役割といたしましては、地方自治法第1条の2において、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うも

のとする規定されているとともに、同法第10条において、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと規定されており、地方公共団体の役割と住民の権利義務が定められているところでございます。

御質問の①点目の普遍的な社会性を求める住民活動と行政活動の調和につきましては、こうした住民と行政の役割分担を踏まえた上で、相互に権利と義務を果たし、調和させていくことが肝要であると考えております。そのためには、自己責任、自己決定や情報の公開による開かれた行政と住民の持つ豊かな創造性、知識、社会経験等を十分に生かし、住民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を認識するとともに、相互に補充し、協力していくことなどで、真の民主的で近代的な住民と行政の関係の確立が重要であると考えます。

また、NPO法人等の住民組織や各種団体等との新たなパートナーシップの構築も必要であり、さらには、住民と行政の協働によるまちづくりの推進といったことも大変重要であると考えております。普遍的な社会性を求める住民活動とは、社会に普遍的な価値を共通のものとして、地域における行政施策や行政事務の執行に反映させることを目的に行われる住民活動と理解するところでございます。こうした住民の要求活動に対しても、前段で申し上げましたとおり、行政の主体性を保持し、要求の背景にある実態をしっかりと把握した上で、行政における施策、事業等の実施等との調和を図っていかねばならないと考えております。

次に、②点目の相互の主体性の尊重と権利義務の限度の区分についてであります。住民と行政は、それぞれの主体性を尊重することは非常に大切なことであり、お互いに意見を交わし合い、それぞれが主体的にまちづくりにかかわっていくことが求められているところであります。そのためにも、市が市民の意見等を尊重した行政運営を行っていく上で、市政に関する情報の提供や説明をしっかりと行うなど、市民の参加機会の充実を図ることにより、市民の行政に参加する権利を尊重していかねばならないと考えております。

次に、③点目の相互の対話と協調の関係の創造についての義務履行についてであります。

市政を運営していくためには、市民と行政が対話し、協調できる着地点を見出すことにより、よりよい関係性を築き上げていくことが大事であると考えております。そのためにも、市職員は市民との信頼関係づくりに努めるとともに、市民と連携をして職務を遂行していく役割と責務があると考えており、前段と重複しますが、適切な情報の提供や説明責任を果たすことにより、市民の行政へ参加する権利を尊重していく必要があると考えております。

次に、④点目の相互の権利義務に関する社会的節度と行政ルールについてであります。市民と行政はそれぞれの主体性や権利を尊重することはもちろん、それぞれの義務を果たすことも大事であります。そのためにも、お互いの信頼関係を構築した上で、お互いが守るべき節度あるルールを尊重することが大事であると考えております。

次に、(2)住民と行政の間の信、不信の関係の中の①点目、住民の信、不信と過去の時代に

おける各種の依存の行政についてであります。現在の地方自治では、少子・高齢化や過疎化が進む中で、市民と行政が対等の立場で相互に補完し合う協働のまちづくりが求められております。この取り組みを進めていく上では、市民と行政の役割分担を明らかにした上で、旧来から残る行政依存体質から脱却し、地域住民が主体となってまちづくりを進めていく意識の醸成が必要であると考えております。

そして、この行政の依存体質からの脱却や行政不信の払拭のためには、行政側も依存体制を招いたこれまでの対応等について十分検証を行い、真摯に住民の声に耳を傾け、市民との信頼関係づくりに努めていかなければならないと考えております。

次に、②点目の行政の空白、欺瞞、逃避等と住民の意識の近代化についてであります。市職員は市民の声に真摯に耳を傾け、市民との信頼関係づくりに努めるとともに、市民と連携して職務を遂行していく役割と責務があると考えております。また、市民の役割と責務につきましても、自治及び地域づくりの担い手として、積極的にまちづくりに参加していただくことなどが言えるのではないかと考えております。

次に、③点目の孤独の行政と開かれた行政の対比についてでございます。

言葉の意味としましては、孤独とは一人であること、他の人々との関係や連絡、接触がないことと言えようかと思っております。御質問の孤独の行政という言葉にそのまま当てはめてみますと、おのれだけの行政、他との関係や連携、接触がない行政と読みかえられるかと思っております。行政とは、法に基づき、地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として、施策、事業等を実施するものであり、本来的におのれだけの行政、他との関係性や連携のない孤立した行政があってはならないと考えているところでございます。孤独の行政の反対語となるのが、開かれた行政であり、目指すべき行政であろうかと思っております。

私たちの目指すべき開かれた行政とは、つなげる、つながる行政であり、市民との情報共有や情報公開、住民からの声をしっかりと施策に反映させるなど、市民と双方向につながることはもちろん、行政の中においてもつながりを創出していかなければならないと考えております。道路整備や公営住宅建設等、公共事業を実施する際にも、また市役所における窓口や内部事務であっても、あらゆる場面において、常に人権に配慮し、人権尊重の意識を念頭に置いた適切な事務事業の執行ができる職員の育成のため、各種の研修、啓発等にも取り組んでいかなければならないと考えております。

繰り返しになりますが、道路行政だけが、福祉行政だけが、人権行政だけが独立してあるのではなく、それぞれがつながり合い、根底に基本的人権尊重の理念を持ちつつ、安全で安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、④点目のひとしく知らすより聞く行政と各種のボスの行政についてでございます。

市が行う情報発信について、ひとしく、つまり公平に、平等に、そしてわかりやすく市民の皆様にお知らせすることは大変重要なことであると考えております。市が住民に向けて発信す

る情報は、行政施策や行政サービスの周知、利用の促進、必要な手続など多岐にわたるため、必要な情報が必要な方に届かないことで不利益を受けたり、行政不信につながる可能性も考えられます。こうしたことが起こらないよう、情報発信にしっかり取り組むために、今後においては双方向で情報発信や収集、行政からの情報提供の仕組みづくりについても検討していかなければならないと考えております。

御質問のひとつは知らずより聞く行政とは、行政が住民と対話する姿勢を持ち、積極的に住民の声に耳を傾け、その欲求や要求を拾い上げ、住民の生活実態の背景にあるものをしっかりと分析し、理解、吸収した上で対応していくということを示したものであろうかと考えています。市といたしましても、行政運営の基礎であり、根幹をなすものであるとの認識のもと、各種の事業、施策に取り組んでまいります。

また、ボスの行政についてであります。過去にさまざまな事業に取り組んできた経過において、当時の経緯もあって、地域住民の行政不信が強く、事業実施が困難となった場合などに、地域の有力者を代表として交渉し、地域住民に理解を求め、事業を推進したことで、一部の地域住民に情報収集が行き渡らず、行政不信をより深めることにつながる事となった、そうした手法をボスの行政と呼んだのではないかと考えております。今後の事業実施に当たりましては、そうした手法を決して用いることなく、民主的で風通しのよい、市民に開かれたプロセスを経て、住民ニーズの的確な把握と行政と住民の双方向の情報の発信及び収集を行い、公平公正で適切な行政運営に努めていかなければならないと考えております。

次に、(3)真の民主的な地方自治と行政の関係についての①点目、全ての市民の持ち物となる行政の姿の創造についてであります。

市民は、自治の主役であり、まちづくりは市民参画及び市民、市議会や行政と相互の信頼関係に基づく協働を基本として推進していくものであると認識をしております。そのためにも、市は市政に関する情報を公開し、説明責任を果たすこと、また審議会の委員の公募やパブリックコメントの実施など、市民参加の機会の充実を図っていかなければならないと考えております。

次に、②点目の行政の課題と地方自治の課題の共通点についてであります。地方自治の本旨の一つに住民自治があり、その地域における運営は、その地域の住民の意思によって、住民自身によって行われるとされております。また、行政は地方公共団体が主体となって業務を行うことであり、共通の課題といたしましては、住民の意思をいかに尊重して行政運営をしていくことではないかと考えるところであります。

なお、本市では、平成28年度に市民参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民、市議会及び市の役割、責務等を明らかにし、市民の知恵や力を生かすことにより地域社会の発展を図ることを目的として、室戸市まちづくり条例を制定いたしました。同条例では、この目的を達成するために、1点目として、市民は自治の主役であり、主権は市民にある

こと、2点目として、市民、市議会及び市は対等な立場で役割分担を意識しながら、意見を交わし合い、それぞれがまちづくりに主体的かつ積極的にかかわっていくこと、3点目として、まちづくりは市民参画及び市民、市議会及び市の相互の信頼関係に基づく協働を基本として推進していくこと、4点目として、本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して個性豊かなまちづくりを進めるものという4つの基本理念を定めております。

さらに、同条例第7条では、市の役割と責務について、市は、市政に関する情報を公開し、市民に対し説明責任を果たすこと、市は、市民の意見等を尊重した行政運営を行うため、市民の参加機会の充実を図ること、また、第8条では、市職員の役割と責務について、市職員は、市民の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する役割を果たすこと、市職員は、市民との信頼関係づくりに努めるとともに、市民と連携して職務を遂行すること、市職員は、積極的に地域社会の活動に参加するよう努めることなどを定めているところでございます。そして、第3条では、この条例を室戸市の自治に関する最高規範であることを定めております。

私を含め市政に携わる市職員は、この条例に定めている4つの基本理念、市及び市職員の役割と責務などを常に念頭に置き、職務を遂行していかなければなりません。そして、自治の主役である市民を尊重し、市民の声に真摯に耳を傾け、市民に寄り添い、市民とのよりよい信頼関係を築き、市民とともに本市発展のための取り組みを進めていかなければならないと考えております。

次に、大きな4点目の学校教育における人権教育の改善、充実の基本的な考え方及び保育事業についての(1)人権及び人権教育についての1点目の人権についてお答えいたします。

人は権利の主体であり、権利とは、ある行為をすることができる、あるいはしないことができる資格であると理解しております。また、人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、あるいは人間が人間らしく生きる権利であり、生まれながらに持つ権利であります。日本国憲法第11条と第14条において、国民は全て基本的人権を有し、法のもとに平等であって、いかなる理由があっても差別されないとされております。また、人権の具体的な内容につきましては、人が生きていくために不可欠な生命や人体の自由の保障、法もとの平等、衣食住の充足などにかかわる権利などがあります。そして、同時に、人が幸せに生きる上で必要な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利なども含まれていると認識しております。

次に、人々の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任についてでございますが、この義務と責任については大変重要なものであると認識しております。人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸せな生活を営むために欠かすことのできな

い権利であり、人権侵害は決して許されるものでないと理解しております。

次に、人権教育の具体的な定義の捉え方についてお答えいたします。

議員御案内のとおり、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であります。また、人権教育は、自分の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことを目指すものであると認識しております。現代社会におきましては、子供、女性、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人などに対する誤った認識によりさまざまな形で人権が侵害されている事例が見受けられております。

この問題を解決するためには、保育所、小・中学校及び高等学校でそれぞれの発達段階に応じた系統的な教育を実践することにより正しい知識を身につけることが必要であり、各小・中学校では年間の指導計画に基づき、人権教育を実践しております。

また、市民の方々におきましては、人権尊重に対する正しい理解を深めていただけるよう、啓発事業などの取り組みを行っていく必要があると認識しております。

次に、大きな5点目の人権教育の指導方法等のあり方について、(2)保育事業についての2点目の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律はどう具体化されているのかについてお答えいたします。

同法第5条には、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされております。また、同法第6条には、国民の責務として、国民は人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされております。これらの責務と基本理念を踏まえて、室戸市教育振興基本計画において、人権教育の推進について、人権尊重の精神育成を目的として、同和問題を初めとした人権問題の早期解決に向けて、学校教育や社会教育を初め多くの機会を通して人権意識の高揚に努めることとしております。

具体的な人権教育及び人権啓発に関する事業等の取り組みとしましては、市民館や公民館での人権教育出前講座、公民館主催によるシルバーセミナー事業での講座、また室戸市人権教育研究協議会と連携した各種事業などを実施し、取り組んでいるところであり、今後もこうした法の基本理念などを踏まえ、人権教育及び啓発事業の推進に努めてまいります。

次に、(3)教育集会所についてであります。

まず、現在の教育集会所の利用状況といたしましては、羽根明神川教育集会所におきましては、平成30年11月より、中学生を対象とした福祉事務所の学習支援事業が週1回行われております。また、他の集会所におきましても、頻度は多くありませんが、子供会、社会体育、会議などでの利用が一部の集会所で行われております。

こうした利活用が十分とは言えない背景として、人口減少や少子・高齢化の進展、地域にお

ける担い手の不足、またインターネットの普及や市民館の大規模改修による機能充実など、社会情勢の変化なども影響しているのではないかと考えるところであります。

しかしながら、今なお誤った知識や偏見などにより多くの課題が残されている現状に鑑み、教育集会所が果たすべき役割はまだまだあるのではないかと考えております。同時に、施設の管理責任は設置者である市にあることは言うまでもありません。こうしたことを踏まえて、今後の教育集会所の利活用に当たりましては、地域の皆様や保護者の方々の御意見や御意向をまずはしっかりと伺いをした上で、市民館運営審議会の皆様にも御相談をしながら、教育集会所のあり方や今後の利活用の方向性などについて協議検討してまいります。

次に、大きな6点目の身近な課題への対応について、(2)部落差別解消推進法の具体化に向けた今後の取り組みについての①点目、市民への啓発、研修の方法についてであります。

林議員さん御案内のとおり、この部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法は、初めて国の法律で部落差別という言葉を使用し、部落差別の解消を図るため、基本理念を定め、国や自治体の責務を明らかにした法律であり、大きな意義を持つものであると認識しているところであります。そのため、同法の周知啓発は大変重要であると考えております。

そこで、平成28年12月の法施行を受けて、市広報やホームページに関連記事を掲載するほか、7月の部落差別をなくする運動強調旬間や随時の事業所啓発、講演会等において、チラシやパンフレットの配布、市公共施設のポスター掲示など、法律の周知徹底とあわせて啓発活動を行っているところでございます。また、同和問題をテーマとした研修会や講演会は毎年実施しており、その際にもレジュメ等とあわせて、法律についてのパンフレット等を配布するなどして周知を図っているところでございます。今後、この部落差別解消推進法のさらなる周知に努めてまいります。

次に、市民館の職員の充実に関して何点か御質問はいただきました。

具体的には、条例が守れているか、あるいは館長を置かないといったことへの法的な根拠があるか、さらには館長の兼任があるのは同一敷地内であるということになっているのではないかと、さらには職員異動期であるので、その責任ある対応を求めるといった具体的な御質問がありましたので、あわせて御答弁をさせていただきます。

市内に6館ございます市民館の体制につきましては、室戸市立市民館設置及び管理条例施行規則第5条に基づき、現在、館長として正規職員4名、その他必要な職員として常勤の臨時職員6名、パートの臨時職員7名、合計17名体制で市民館業務を行っているところでございます。

また、林議員さん御案内のとおり、菜生市民館と大谷市民館、行当市民館と吉良川市民館につきましては、館長がそれぞれ兼務となっております。室戸市立市民館設置及び管理条例施行規則第5条では、市民館に、館長、その他必要な職員を置くものとするとしているところであ

りますが、これまで県に確認をする中で、館長の2館の兼務は高知県隣保館運営支援事業費補助金交付要領の補助対象として認めていただいているところでございます。

また、地方交付税につきましては、市民館の運営経費につきましては特別交付税の対象となっておりますが、人件費については対象となっていないところであります。

次に、高知県隣保館運営支援事業実施要領の中で、兼任が認められる場合として、同一敷地内の兼務であり、主たる業務が館長であることなどが上げられておりますが、これは市民館長同士の兼務のことではなくて、市民館とは別の施設、例えば羽根市民館長が羽根児童館長と兼務する場合のことなどをうたっているものと解釈をしております。

市の職員体制につきましては、来年度におきまして、平成32年度以降の市全体の組織再編や機構改革に取り組みたいと考えておりました、職員定数についてもあわせて見直しを行ってきたいと考えております。そして、市民館職員の資格の取得や研修の受講を一層推進することなどにより、職員の資質向上を図り、体制の充実につなげていくよう努めてまいります。

私からは以上でございますが、関係課長から補足答弁をいただきますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（濱口太作君）** 竹本教育次長兼学校保育課長。

**○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君）** 林議員さんに、大きな1、市長の政治姿勢についての(1)子供の未来を保障するための①点目、区別や差別、いじめをなくすための取り組みと教育現場の状況についてお答えをいたします。

まず、差別をなくすための取り組みについてであります。

学校教育での取り組みといたしましては、人権教育推進事業における研究指定校を指定しておりまして、人権課題に対して取り組むとともに、差別はあってはならないもの、許してはならないものとした学習を行っております。

また、研究発表や研究紀要等を通じて、市内各校へ理解を深め、差別を許さない、人権を尊重する教育の推進を図ってまいりました。そして、教員の指導力の向上のために、市人権教育研究協議会への参加や県教育委員会の研修などに参加することで資質の向上に努めているところであります。

さらに、市民館事業である人権フェスタなどに積極的に参加するとともに、人権に関する作文や人権標語を考え、発表することなどを通じて人権意識を高めているところでございます。今後とも、これらの取り組みを通じまして、子供たちの人権意識の涵養とともに人権を守る取り組みを推進してまいります。

次に、いじめに対する取り組みについてであります。

いじめに対する取り組みについては、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されました。これを受けまして、市の取り組みとして、平成26年の高知県いじめ防止基本方針の策定にあわせ、室戸市いじめ防止基本方針を策定いたしました。

この室戸市いじめ防止基本方針は、さきに申し上げましたいじめ防止基本法や県の基本方針と同一の方向性で策定しております。内容といたしましては、いじめの定義や防止策、学校での取り組みなどの取り組むべき基本的な方針を示しているところであります。

特に、一人でも多くの子供をいじめから救うためには、子供の模範となるべき大人一人一人が互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権意識を育むことが大切であり、それと同時に、子供の心に寄り添いながら、いじめは許されない、いじめはひきょうな行為であるという認識と、いじめはどの子供にもどの学校でも起こり得るという意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならないとしております。

この室戸市いじめ防止基本方針に基づき、市内全校では学校ごとのいじめ防止のマニュアルを策定しているところであります。各校ごとの取り組み内容といたしましては、児童・生徒へのアンケートや日常的な児童・生徒へのかかわりと観察、保護者との連携などに努める中で、いじめの未然防止、早期発見、早期対策を行うこととしております。

そして、いじめが認知された場合には、校内支援会議などで教職員が情報共有するとともに、対策や対応を協議の上、全校で取り組んでおります。

また、いじめの状況といたしましては、いじめの定義が児童・生徒が嫌な思いをしたことをいじめと認知することとなっておりますことから、本市においても全国的な傾向と同様に増加の傾向にあります。今後とも、いじめの未然防止に努めるとともに、基本方針に基づき、取り組んでまいります。

次に、②点目の親の虐待の取り組みと学校教育、家庭教育、社会教育がどのような状況にあるかについて、私からは学校での取り組みについてお答えをいたします。

学校現場での虐待の状況把握についてであります。虐待については早期発見が重要であります。このような中、学校現場や保育現場では、子供たちの身体や健康の状況が確認できることから、本年2月に県下一斉に緊急点検が行われました。これは、全ての小学校、保育所で、病気などを原因として登校、登園していない児童・生徒について、家庭訪問、面会などを行うことにより確認したものであります。これらにより、児童・生徒の安全を確認しているところであります。

今後とも、保育、学校関係者には、保護者と話す機会を大切にすることや学校や、保育所での身体の異常や親子関係などについても可能な限り観察するよう指導してまいります。そして、異常が認められた場合は、室戸警察署や家庭児童相談室など関係機関と連携してまいります。

次に、③点目、区別と差別、いじめ、虐待死をなくするマニュアルの制定、市民への啓発についてであります。

私のほうからは、学校に関連する内容についてお答えをいたします。

まず、学校では、人権学習としてのマニュアルといたしまして、県教育委員会が策定してい

る「Let's feel じんけん」を利用しております。このマニュアルによって、同和問題の正しい理解をより深める学習やその他の人権についても学習しているところであります。

次に、いじめに関するマニュアルといたしましては、前段の①点目のいじめに関する取り組みの中で申し上げましたように、市内全校が学校ごとにいじめ防止マニュアルを策定しており、これに基づき取り組んでおります。

次に、いじめ、虐待、性暴力をどのように見抜き、防ぐのかについてであります。

教育における取り組みといたしましては、目に見えないいじめや虐待などについて、保育、学校現場で子供の実態や友達関係、親子関係を観察するなど、常にアンテナを高くして対応してまいります。また、地域や民生児童委員などの関係者と連携の上、取り組みます。

なお、異常を認知した場合は、個別のケースに応じて関係機関と速やかに対応してまいります。

次に、大きな4点目、学校教育における人権教育の改善、充実の基本的な考え方及び保育事業についての(1)人権及び人権教育についての中の学校及び保育における人権教育の現状と課題についてであります。

議員御案内のとおり、人権教育の目的は、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、理解することで、人権の持つ重要性を認識させ、人権感覚と人権擁護の精神を養い、実践していく力を身につけることとあります。本市の学校保育における人権教育は、同和保育、同和教育の取り組みを継承しながら、差別の現実から学ぶこととして成果を残してきました。現状の取り組みといたしましては、同和教育の総和である進路保障に向けて、各学校とも学力向上に向け授業改善や教科指導に取り組んでいるところであります。

さらに、キャリア教育では、自分のあり方や生き方を思考し、よりよい人間関係の構築のための行動を深く考えることや実行することについて、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などで取り組んでおります。

また、平成30年度には、人権教育推進事業における研究指定校として羽根中学校を指定しており、人権課題に対する取り組みとともに、研究発表や研究紀要などを通じて全校への普及を図っているところであります。

そして、保育では、人権標語を考え、発表することで、友達と仲よく、みんなを大切にすることを身につける保育を行っています。

しかしながら、近年、生命、身体の安全に係る事象や不当な差別によるさまざまな人権課題が生じております。これは、議員御指摘の児童虐待やいじめなどでありまして、インターネットによる人権侵害も危惧されているところであります。この対策といたしましては、人権学習の内容の充実に努めるとともに、教職員の指導力の向上に努めなければならないと考えているところであります。今後とも、教職員研修の改善など、県や関係機関と連携の上、取り組んで

まいります。

次に、大きな5点目、人権教育の指導方法のあり方についての中の(1)家庭や地域社会の協力を得るための意識的な取り組みについてであります。

私も人権教育の推進には、家庭や地域社会の協力は欠かせないものであると考えております。先ほど議員さんから人権教育の指導方法について重要な御指摘をいただきました。それぞれの項目ごとに取り組みについてお答えいたします。

①点目の人権教育を家庭や地域社会の考えに反映させることにつきましては、効果的な人権意識の涵養につながることから、保護者を初め学校評価委員などの地域の関係者の意見を参考にしております。

②点目の保護者参加型の授業工夫につきましては、特別非常勤講師による地域学習などの場で取り組み、より効果的な成果につなげてまいります。

③点目の授業参観などの機会を捉える取り組みにつきましては、各校で行っている人権参観日などで推進してまいります。

④点目の学校だよりの活用につきましては、人権教育の成果が地域に浸透するよう、効果的な周知を進めてまいります。

⑤点目の家庭訪問の対応につきましては、保護者、家庭との連携を強く意識して取り組みます。

⑥点目の学校や子供たちが人権フェスタ等に参画し、参加することにつきましては、今後も積極的に取り組み、子供たちの人権意識を高めてまいります。

これらの人権教育の工夫や取り組みを行うことによって、子供たちの人権意識を涵養し、成熟につなげるためには、先ほども申し上げましたように、家庭や地域社会と教育現場の信頼関係が必要です。このため、教員の指導力の向上はもとより、地域社会で学校や市民館活動などのお世話をいただける人材の確保が必要になってくるものと考えております。人権教育は、学校や保育だけの取り組みで成果を得られるものではありません。今後とも、地域や保護者に信頼される関係の構築を念頭に置きながら、地域社会との協力を得られる取り組みに努めてまいります。

次に、(2)保育事業についてであります。

子供は人としてとうとばれ、よりよい環境の中で育てられ、社会の一員として重んじられなければならない権利を有しております。

このような中、同和保育の取り組みとしましては、乳幼児期の人間形成の礎を果たす役割の重要性から、同和問題について正しい認識のもと、推進してまいりました。また、保育に関係する人権教育においても、同和保育や同和教育として培った実績や取り組みをもとに積極的に推進してきたところであります。この同和保育の取り組みは、現在においても、室戸市の保育事業の根幹でありまして、同和保育指針を大切にしながら、子供たちの健やかな成長のための

保育に努めているところであります。

なお、この指針や運営方針で目的とした保育士の資質向上については、研修などに参加させるなど保育のスキルアップに努めてまいります。

重ねての答弁になりますが、今後とも、これらの指針や運営方針を保育事業の重要な方向性として、今後一層の保育事業の充実や推進に取り組んでまいります。

次に、大きな6、身近な課題の対応についての中の(1)同和問題のこれまでの取り組みと評価としての②点目、市民が参加する人権教育推進組織等の育成や活動についてであります。

現在本市では、室戸市人権教育研究協議会を中心に人権教育の推進に努めております。そして、本協議会の運営経費に対する支援とともに、この協議会と連携の上、同和問題を初めとする子供、女性、高齢者、障害者、H I V感染者等、外国人などに対するさまざまな人権侵害や差別の課題解決に向けて、人権教育の推進及び啓発事業などに取り組んでいるところであります。

しかしながら、他市町村と同様に、特に市民向けの講演会などへの参加者が少ないことなどが課題となっております。今後とも、本協議会や県人権教育研究協議会などと連携を図り、市民の参加しやすい仕組みづくりや取り組み内容などについて協議検討してまいります。

次に、④点目の人権教育推進講座の実施状況及び指導者の育成についてであります。

先ほど②点目で申し上げましたように、人権教育推進の取り組みの中で講演会などの参加者が少なくなっていることから、現在、各種団体の会合などの場に直接出向き、同和問題などの人権問題をお話しする人権教育推進出前講座を計画的に行っておりまして、平成30年度の実績といたしましては、市民館6カ所、公民館2カ所の計8カ所で実施しております。今後とも、積極的に開催していきたいと考えております。

また、公民館においては、出前講座とは別に、公民館主催のシルバーセミナー事業において、人権や同和問題をテーマとした講座の開催をしております。これにより、正しい知識や理解を深める取り組みを行っているところであります。このような機会を通じまして、指導者の育成にも努めてまいりたいと考えております。

次に、⑥点目の同和地区児童・生徒の教育的課題、関係機関との連携による進路保障についてであります。

全ての子供、児童は、人としてとうとばれ、温かな環境のもとで育てられ、社会の一員として重んじられなければならない権利を有しております。しかしながら、経済的理由などの教育環境の悪化などから、子供に保障されるべき権利が著しく侵害されることのないよう、そして子供の持っている可能性や潜在能力を最大限に引き出し、伸ばすことが同和教育の基本であると考えております。そして、学校教育においては、家庭及び地域社会と一体となった進学意欲と学力の向上を促進する必要があります。このため、保・小・中・高を初めとした教育機関が連携を強め、学力の保障につなげるとともに、放課後の学習支援や教科間の連携により学力向

上を図り、進路保障に努めてまいります。

次に、⑦点目、学校格差間の解消と人権教育の向上についてであります。

人権教育の向上の取り組みについては、前段で申し上げましたように、学校現場では人権教育を各校の教育計画と位置づけ、年間計画の中で実践をしております。また、各教科や人権教育推進事業における研究指定校によって、室戸市全体の教育力の底上げを図ってまいりました。これらの取り組みや人権教育の指導方法を生かして学力の向上に努めることで、学校間の格差の是正とともに、それぞれの指導力や学力の向上につなげてまいります。

次に、⑧点目、人権教育推進の中の小学校と中学校の連携についてであります。

本市の取り組みといたしましては、小・中学校が連携して仲間づくりのため、自然の家で宿泊訓練を実施しています。また、小学校、中学校と保育が合同で行う避難訓練、運動会も行っているところであります。このように、小学校と中学校の児童・生徒の連携と交流は、相手のことを深く考え、支えることや支えられることを体験することとなり、人権教育の面でも大変効果的であると考えます。そして、人権教育を進める中では、地域との連携はもとより、小学校と中学校が同じ方向性で取り組むことでより大きな成果が期待できるものと考えております。

今後とも、小学校と中学校の連携や交流に努めるとともに、保育や高校との連携、交流にも取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（濱口太作君） 寺岡人権啓発課長。

○人権啓発課長（寺岡弥生君） 林議員さんに、私のほうからは、大きな6点目の(1)同和問題のこれまでの取り組みと評価の①点目、③点目、⑤点目、⑨点目及び⑩点目についてお答えいたします。

まず、①点目の広報等での啓発活動についてでございます。

本市のこれまでの取り組みといたしましては、人権関係行事の周知や人権コラムの掲載、人権相談窓口の紹介、小学校の人権標語などについて、広報やホームページ、市民館だより、ケーブルテレビなどを通じて啓発に努めてきたところでございます。

次に、③点目、部落差別をなくする運動強調旬間や人権週間の取り組み状況についてであります。

これらの期間におきましては、人権パネル展や記念講演会を開催するとともに、保育園の協力もいただいて、街頭啓発パレードや事業所啓発活動を行っているところでございます。また、保育所、小学校、中学校の児童・生徒が花を育てることにより人を思いやる気持ちを育む人権の花運動の実施や各市民館のイベントで発表された人権作文を編集した人権作文集の作成を行い、小・中学校ほか関係機関に配布し、活用していただいているところでございます。

次に、⑤点目の企業及び市民に対する教育、啓発活動についてでございます。

③点目でも申し上げましたように、部落差別をなくする運動強調旬間における街頭啓発パ

レード及び市内全中学校の生徒も参加する記念講演会、事業所啓発活動などを行い、啓発にも努めているところでございます。

次に、⑨点目の市民館の活用についてでございます。

市内に6館ございます市民館におきましては、さまざまな人権問題研修会を開催するとともに、地域内外との交流を深めるための各種教室、市民館フェスタやヒューマンライツフェスティバルなどを行ってきたところであります。また、地域の方々の相談事業や高齢者宅への訪問活動、デイサービス等も実施しており、多くの皆さんに御利用いただいております。

次に、⑩点目の相談事業についてでございます。

前段で申し上げましたとおり、相談事業につきましては、市内6館の各市民館で実施しております。市民館窓口に求人情報等を備え、地域住民への情報提供を行う就労相談や人権相談を含む各種の生活相談等に取り組んでいるところでございます。また、来館できない方のために、訪問活動の充実にも努めているところでございます。こうした研修会や交流会、相談事業などの取り組みによって、地域内外の方々の交流も深まり、啓発活動につながっているものと考えております。

今後におきましても、地域の方々の悩みの解決や地域内あるいは周辺地域の方々との相互交流を深める事業を充実させていくことなどにより、部落差別を初めとするあらゆる人権問題の解決に向けて取り組んでまいります。

○議長（濱口太作君） 久保総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（久保一彦君） 林議員さんにお答えします。

大きな6点目の(2)部落差別解消推進法の具体的に向けた今後の取り組みについての②点目の職員の研修についてでございます。

市職員は、それぞれの職務において、人権尊重の視点に立ち、誠実かつ公平に職務を遂行することが求められております。本市では、職員一人一人が同和問題を初めとする人権問題に関する正しい理解を深め、問題解決に対する取り組みを推進するために各種の職員研修を実施しているところであります。

これまで行ってまいりました職員の人権研修の取り組みといたしましては、7月の部落差別をなくする運動強調旬間における市主催の記念講演会や高知県主催の記念講演会、また室戸市人権問題啓発推進講座などにつきましては、全職員を対象とした職員研修として位置づけて、できるだけ多くの職員が受講するよう努めているところであります。また、平成30年度におきましては、採用2年目職員を対象とした研修会の中で、人権についての研修も行ってきたところであります。

そのほか、こうち人づくり広域連合が新規採用時や5年目、10年目、昇格時等の節目ごとに実施しております階層別研修におきましても、さまざまな人権問題に対する現状や課題などに

ついでに、豊かな人権感覚を身につけることによって、人権問題を的確に捉える能力や感性を高めるための人権研修を必修科目として対象者全員が受講しているところでございます。

こうした研修を通じまして、職員一人一人が人権問題に関する認識を深めることにより、職場や地域社会においてあらゆる人権問題の解決に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、職員の人事異動につきましても、意欲、能力、適性を高め、職場の活性化を図ることを理念に定期的な人事異動を行っているところであり、今後におきましても、部落差別解消推進法の理念を踏まえた人事異動に努めてまいります。

次に、③点目の指導や助言ができる職員の育成の取り組みについてでございますが、これまで人権啓発課において隣保事業士3名の養成や人権啓発指導者養成研修受講等による指導者1名の育成を行ってきたところであります。市全体として一人一人の職員が人権意識を高め、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組むことができる職員となれるよう、こうした資格の取得や各種研修等を重ね、指導や助言のできる人材の育成に努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 昼食のため、13時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林竹松君の2回目の質問を許可いたします。林竹松君。

○12番（林 竹松君） 2回目の質問を行います。

まず、私が質問をさせていただいたことによると、行政の主体的な実態把握の責務について確かに答弁はいただきましたけども、納得のいかないことは、そら食い違いもあろうかと思えますけども、市長の答弁は、考えますとか、思うとかというようなことがしきりに出てくるわけよね。そのことは、やはり行政をつかさどることを指摘されて、まともに取り組んでいないからそういう言葉しか出てこないわけよね。それが非常に残念に思います。市長として日にちが浅いわけですけど、やはりあなたも行政マンとしてのベテランですから、その点は理解してくれると思います。

そして、私が市民館への職員の充実、配置ということで聞きました。その中で、管理条例の施行規則、これは第5条からと言うとんですよ、市民館には、館長、その他の必要な職員を置くものとするとはっきり書き切っちゃうわけよね。今市長が答弁されたことは、やはりただし書きか何か、そういったところではっきり条例にうたっておかなければならないということを私は指摘しておきたいと思えます。そのことをいつまでにどうされるのか、ひとつお答えください。

そしてもう一つは、市民館への職員の充実について質問したところ、32年度には充実したいというような意味合いの答弁がありましたけども、私はそれは遅過ぎはしないかという感がありますので、この31年度の異動なり、そういったときには時宜を捉えて、適材適所に職員を配置することをしきりに言われておるわけですから、そういった31年度に間に合わないのかどうかということをひとつ指摘しておきます。

そして、この人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の中で、確かに詳しく説明がありましたけども、私の意図するところは、第5条の関係で、地方公共団体は基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定をし、及び実施する責務を有するというふうになっておりまして、そして国民的な課題、行政の課題とかずっとあります。それに基づいて、どういった内容のもので制定をされておるのかということをもう少し詳しく説明を求めておきたいと思います。

それともう一点、室戸市の同和保育の基本方針のことも私は指摘しましたが、この中で現状と課題、そして乳幼児の実態、同和保育の指針、そして保育担当者の姿勢、これらについてやっぱり具体的に1項目1項目、行政そのものがこういったことを守っていきますと言われておるわけですから、もう少し掘り下げて、一字一句の取り組みについて、ひとつもう一度答弁を求めたいと思います。理解がしにくいわけですので、お願いをいたします。

そして、運営方針のことにつきましても、(3)まで列記されておるわけですから、これも合わせて、私が一々読み上げなくてもわかっておると思いますので、できる限りの答弁をひとつ求めておきたいと思います。

そして、子供の未来を保障するために、また子供の人権を守るためにはということで私はお聞きをいたしました。室戸市の人権条例に沿った教育や、また人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に沿った教育が実施されているのかどうか、お聞きしますということも指摘しました。そして、学校教育や社会教育、家庭教育の中で、いじめや差別、区別、虐待をしないようにするためにこれらの条例の改正が必要と思いますが、どうでしょうか、ひとつ答弁をお願いいたしたいと思います。

確かに室戸市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例、また室戸市障害者虐待防止センター設置運営要綱等が制定をされておりますが、この条例そのものが事件や事故が起きてからの条例や要綱にしか思えないのでありますが、執行部の今の見解を求めたいと思います。

そして次には、虐待をしない教育、虐待を防ぐ教育や、区別、差別をしない教育がどのように取り組まれているのか、お聞きをするということも指摘もしてきましたが、もう一度ひとつ答弁を求めたいと思います。

私がこの問題を取り上げたのは、ある生徒がいじめによって学校をかわりたいという相談も受けてきました。いろいろ相談を受けているうちに、その子供たちや父兄の思いや言葉そのものが、教育者または上層部まで声が届いていないという実態があるのではないかということ

で、そして次には、そういったことについて室戸市の義務教育の全校的な実態調査を必要と思いますので、これにあわせて答弁を願いたいと思います。

そして、先ほど指摘しました行政の主体的実態の把握の責務についてお聞きをしましたが、やはり思いますとか、考えますとかという答弁じゃなしに、どういう取り組みをして、どうなったという成果と現状と課題について私は答弁を欲しかったわけですけども、それについての説明がないように思いました。

そして、室戸市には服務規程がありますが、守られていないように思います。市民からいろんな相談や意見があり、また相談を受けた職員が市民にどう理解をしてもらうのか、大事であります、その的確さが足りないと思います。職員に対してどのような今後研修をされていくのか、されるのか、あわせて指摘をしておきますので、答弁願います。

そして、我々議員も職員も市民からの税金で生活しております。市民の公僕であり、代弁者でありたいものであります。そして、その公僕とは何か、代弁者とは何か、説明を求めるものであります。

そして、最後にもう一度お聞きをしますが、人権教育と同和保育について私も指摘してきました。その中で、2018年、第60回高知県人権教育研究大会の資料に基づいて、あえて室戸市の取り組み状況と成果についてお聞きをいたしますが、1点目は、教職員や保育者が子供の生活実態をつかみ、子供の成長や発達を阻害している課題の解決をどのように目指しているのか、子供たちが生きる喜びを実感できる学校や保育園づくりの取り組みについて、もう一度説明を求めたいと思います。

そして次には、子供たちを取り巻く差別の現実を明らかにし、一人一人の子供が自分たちの生活と課題を結びつけることができる教育内容の創造にどう取り組んでいるか、明らかにされたいのであります。

そして次には、低学力を初め子供たちをめぐる課題を子供や保護者の生活やその背景を通して具体的に明らかにし、学力保障、進路保障にどのように取り組んでいるのか、お聞きをしたいものであります。その成果等についてもお聞きをいたします。

次に、子供たちの進路保障、このことについては1回目でも質問しましたが、具体的なものがありませんでしたので、あえてもう一度お聞きをいたしますが、子供たちの進路保障をする体制を確立していくために、統一応募用紙の趣旨徹底や奨学金などの条件整備及び保育所、学校、地域、行政、企業などの連携を通して、全ての子供たちの就学保障や就労保障をどのように進めているのか、またその成果等についてお聞きをしたいということでもあります。

そして、この中で私が指摘しておきたいことは、企業間の問題として、企業には人権推進委員とかそういったものが設置されなければならないということで国からの方針によって定めたいきさつがありますが、その状況についてどのようになっているのか。

次に、就学前、学校、家庭、地域、行政が人権教育を推進する地域コミュニティーをどのよ

うにつくり出してきたのか、明らかにされたいし、取り組みしておれば、その成果等についてもお聞きをしたい。

次に、子供の育ちを保障する地域の教育力の向上のためにどのような学習や活動に取り組んできたのか、明らかにされたい。

次に、子どもの権利条約や人権教育のための世界プログラムを踏まえ、地域ぐるみで自主的な子供会をどのように保障し、活動しているのか。また、それらの活動が今後どのように広がり、地域とつながっていくのか、その展望を明らかにされたい。

次に、人権教育、啓発の推進に関する法律や国の基本計画、室戸市人権尊重の社会づくり条例を踏まえ、人権尊重の地域づくりに向けての人権文化を創造する活動をどう組織し、行政や住民がどのように取り組んでいるのか、お聞きをしますということであります。

最後に、地域の大人、青年、子供、そして教育関係者は、文化の創造や子供会活動、識字運動にかかわる中で、何を学び、自分をどう問い直し、生き方に変えてきたのか、明らかにされたいということで指摘をしておきますので、あわせて答弁を求めるものであります。

最後にもう一点、先ほどから論議をしておりますけども、この市民館への職員の充実についてでありますけども、室戸市立市民館設置及び管理条例施行規則の第5条に、市民館に、館長、その他必要な職員を置くものとするということになっておりますので、これは誰が見ても第5条では館長を置かなければならんというふうに解釈するわけです。

今市長が答弁したように、補助要綱とか、県との相談によって兼務をしておるとかということになれば、ただし書きがこの条例には必要ではないかというふうに私は考えますので、そのことを兼務で勤務をさせなければならぬ状況そのものが、私は同和行政の取り組みのおくれを意味するんじゃないかというふうに思います。

特に、この推進法を受けて、改めて相談体制の充実をしなけりゃならんということにはっきりと法律で定められておりますので、31年、32年と言わずに、早い時期に充実できるようにしていかないと、またどんな事故、事件が起きるかもしれません、市民館の職員の問題について、ということがありますので、私はこれまで同和行政や一般行政のことについて指摘もしましたが、やはり指摘をするということは、それだけ同和行政なり一般行政を進めるために基本的なことしか私は聞いていないというふうに自分ではそう思っております。その開きがあると思いますので、植田市長も全国の同和地区を抱える、20%以上の同和地区ですかね、抱えておる自治体の会長でありますので、その会長の名前にふさわしい同和行政をつかさどる、取り組んでいくというような市長に変革していってほしいということを要望しまして、2回目の質問を終わります。私の質問も終わります。

○議長（濱口太作君） 意見調整のため、1時間休憩します。

午後1時21分 休憩

午後2時18分 再開

○議長（濱口太作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで皆様にお願いがございます。

3月11日は東日本大震災が発生した日でございます。東日本大震災でお亡くなりになられた多くの方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげたいと思います。

御起立をお願いします。

〔全員起立〕

○議長（濱口太作君） 黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（濱口太作君） お直りください。

御着席をお願いいたします。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 大変貴重な時間を頂戴をいたしまして、申しわけございませんでした。

それでは、林議員さんの2回目の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

第1点目の御質問であります。まず私の答弁のくくりが、考えていますとか、また思いますといったような答弁が多いと、こういった答弁はその問題に対して十分な取り組みができていないことに起因するのではないかとの御指摘だったかと思えます。

今回の林議員さんの御質問、答弁の頭にもお答えをさせていただきましたけれども、大変難しい御質問が多くて、その御質問の内容もどのように捉えられているのかといったような問いが多くございました。そうした物事に対して、私の解釈としてこの問題にはこういった物事だと考えておりますといったようなことで、1回目の答弁は考えておりますといったこと、またそう思いますといったことの繰り返した答弁のくくりになっておりましたということでございますので、御理解賜りたいと思います。

2点目の市民館への館長配置についてのことにつきましては、2点目と最後のほうでも重ねてお伺いされましたけれども、あわせてそのことについてのお答えをさせていただきたいと思えます。

林議員さんの御指摘のあります室戸市立市民館設置及び管理条例施行規則の第5条には、市民館に、館長、その他必要な職員を置くものとする定められておるということはそのとおりでございます。そのこともあわせて、解釈するに当たりましては、個々の市民館にそれぞれの館長の配置を位置づけたものでもございません。そうしたことから、県等の御指導を受けた内容も含めて、現行で館長は兼任の館長もおりますけれども、それぞれの館に全て館長を配置させていただいていると認識をさせていただいている状況でございます。

それとあわせて、各館に館長を配置しないといった状況は市の姿勢として同和行政のおくれへの問題になっているという御指摘もございました。私自身の新米の市長としての見解になり

ますけれども、率直な答弁をさせていただきますと、今議員御指摘のとおり、人事異動等の調整もしておりますが、市全体の職員の配置を鑑みましたときに、現職員定数の状況からそれぞれの庁内などの各課内部の職員状況も大変厳しい状況であるなどというふうに受けとめておまして、今後、そのこともあわせて、職員定数などのことも考えてみなければならないぐらい厳しい状況にあるということを受けとめております。

そうしたこともあわせまして、1回目の答弁と重複してしまいますけれども、市の職員体制につきましては、来年度において、平成32年度以降の市全体の組織の再編や機構改革に取り組み、職員定数についてもあわせて見直しを行っていききたいと、その中において、市民館の体制のあり方についても検討していききたいと考えているものでございます。

また、こうした答弁に対して、32年度では遅いと、31年に今の人事異動の中で考えなければ、同じような事件だとか事故の発生するおそれもあるのではないかとの御指摘も受けました。そうしたことにおきまして、今回の人事異動の中での対応につきましては、ただいま申し上げましたような状況もありますので、適材適所をもって充実をさせながら、さらには市民、職員間の資格の取得や研修の受講を一層推進していくなど、職員の資質向上を図り、体制の充実につなげながら、事故等の起こらないように万全を期していきたいと考えているところでございます。

次に、学校教育や社会教育、家庭教育の中でいじめや差別、区別、虐待をしないようにするための条例の改正についてのお伺いがありました。

平成10年に制定されました室戸市人権尊重の社会づくり条例に基づき策定された室戸市人権施策基本方針において、子供の人権を守る取り組みも室戸市人権施策推進計画の中の施策として、議員さん御提案の条例や基本方針の改正も進めてまいりました。検討につきましては、子供をめぐる社会状況や家庭環境の変化に合わせるためにも、また平成28年12月に施行された部落差別解消推進法の具体化のためにも、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

次に、人権教育と同和保育についても改めて質問がございました。

この問題につきまして、2018年第60回高知県人権教育研究大会の資料に基づいて、あえて室戸市の取り組み状況と成果についてお聞きをいたしますとのことで、1つには、教職員や保育者が子供の生活実態をつかみ、子供の成長や発達を阻害している課題の解決をどのように目指しているのか、子供たちが生きる喜びを実感できる学校や保育園づくりの取り組みについて、2、子供たちを取り巻く差別の現実を明らかにし、一人一人の子供が自分たちの生活と課題を結びつけることができる教育内容の創造にどう取り組んでいるか、明らかにされたい、3、低学力を初め子供たちをめぐる課題を子供たちや保護者の生活やその背景を通して具体的に明らかにし、学力保障、進路保障にどのように取り組んでいるか、お聞きしたい、4、子供たちの進路を保障する体制を確立していくために、統一応募用紙の趣旨徹底や奨学金などの条件整備及び保育所、学校、地域、行政、企業などとの連携を通して、全ての子供たちの就学保障や就

労保障をどのように進めているのかといったことも聞かれております。

高知県人権教育研究大会への職員の積極的に参加する体制づくりに私のほうとしては取り組んでいく決意でありますし、同協議会への職員の加入も進めてまいります。他の4点以降につきましては課長のほうから答弁さすようにさせていただきます。

6点目に、公僕、代弁者についてであります。

公僕とは、公衆、社会に奉仕する者を意味し、市職員は全体の奉仕者として市民のために業務を行う必要があると考えております。また、代弁者とは、本人にかわって話をする人のことであり、市民の皆さんの要求や訴えを市など必要な行政機関に訴え、届ける議員さんのような立場の方を言うものと考えております。

最後に、全国の関係する自治体等の組織の会長の名にふさわしい市長になるよう要望するといった御意見もいただきました。

林議員さんには、昨年12月、そして今回の質問におきまして、私にとりましては大変人権問題を掘り下げて学ぶことができるいい機会になりました。今後とも、しっかりと御要望に応えられるよう精進してまいりますので、よろしく御指導のほどお願いしたいと思います。

私からは以上でございますが、他関係課長から補足答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（濱口太作君）** 竹本教育次長兼学校保育課長。

**○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君）** 林議員さんの2回目の質問に対しまして、市長答弁を補足させていただきます。

まず、1の(1)子供の未来の保障のための中で、室戸市の人権条例や人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿った教育がなされているか詳しく等の御質問でございました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条では、議員さん御案内のとおり、地方公共団体の責務といたしまして、同法の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定されているところでございます。

まず、人権教育とは、基本的人権の尊重が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動を指すものと理解しております。そして、現代社会におきましては、子供や女性など、同和問題における人権も含めましてさまざまな人権が侵害されている事例が見受けられます。この人権侵害を解決するためには、保育所、小・中学校、それぞれの発達段階に応じた系統的な教育の実践が必要でございます。このため、各小・中学校では、教育計画や年間指導計画に基づいて指導いたしております。これ以外にも、人権に関する作文や人権啓発標語の作成の発表を行うなど、差別についての学習をするとともに、理解を深めるよう人権を尊重する教育の推進に努めているところでございます。

また、部落差別をなくする運動強調旬間で行われる記念講演には、同和問題に造詣の深い講

師の講演が開催されますことから、全ての市内の中学生が参加し、同和問題の学習をする場として、生徒の人権意識を涵養しております。

このように、差別の解消には積極的かつ根気強い継続した取り組みが必要でありまして、人権教育の推進などに取り組んでいきます。今後におきましても、差別をなくし、人権を守る社会の創造に意欲と実践力を持つ子供たちの育成につながる人権教育に努めてまいります。

次に、虐待をしない教育、虐待を防ぐ教育、区別、差別をしない教育がどのように取り組まれているかについて、詳しく答弁されたいということでございました。

1点目に、虐待防止の教育についてであります。

学校には、虐待から子供を守るために、教職員のマニュアルといたしまして、「いのちを守り育むために」というマニュアルがございます。これを中心として、全ての学校が校内での研修を実施しておりまして、その研修については教育委員会に報告をいたさせております。この内容を確認している中で、内容のほうは一定の成果を見ているところでございます。

そして、差別をしない教育についてでございます。

1回目の答弁で申し上げたことと重なりますが、人権学習のマニュアルとしまして「Let's feel じんけん」という人権を学ぶマニュアルを活用しまして、同和問題の正しい理解をより深める学習やその他の人権についても学習をさせていただいております。また、教科学習の中でも同和問題の正しい理解を行っているもので、小学校6年生、中学校3年生の歴史や公民の中で同和問題について、また憲法についても学習をしているところでございます。

次に、いじめについてであります。生徒のいじめが原因で転校を考えているというふうな声が議員さんのほうからお話がありました。この中で、現場の声が私どもに届いていないのではないかとということで調査の必要性を質問させていただいております。

保護者と子供、学校の思いにずれがある場合が想定されます。子供の思いと学校などでの友達関係など実態の把握が、議員さんおっしゃるようが一番大切です。このことから、いじめの認知状況の確認を3月末締め切りとして行いたいと考えております。この内容をもとに、議員さんの御指摘いただいた内容も精査の上、対応を考えてまいります。

次に、保育事業について御質疑をいただいております。

保育事業の中で、同和保育基本方針の中で基本的な考え方ということについて個々に少しお話をさせていただきます。

同和保育の方針としましては、1点目に、健康でしなやかな体づくりを行うこと、2点目に、基本的な生活習慣の確立をすること、3点目に、高い知的能力を保障すること、4点目に、開放の思想を支える豊かな感性を育てることとなっております。

また、運営方針としては、1点目に、施設整備の条件整備、保育環境づくりの施設整備、保育士の資質向上のための研修会への参加、2点目に、地域及び家庭との連携強化、3点目に、地域の事情を踏まえ、組織的、系統的な保育の推進、特に学校教育、社会教育の連携を図るこ

ととなっております。これらの指針や方針につきましては、室戸市の現在行っている保育事業の中の基本的な方向性として大切にしながら、保育事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、市長の答弁の補足になりますが、人権教育に関する第60回高知県人権教育研究大会の中での討議とされた9つの項目につきまして、細かく御質疑をいただきました。

室戸市の人権教育研究協議会は、本市の人権教育の中心的な役割を果たしております。今後とも、この協議会と連携の上……。

○議長（濱口太作君） 残り5分です。

○教育次長兼学校保育課長（竹本俊之君）（続） 人権教育の推進と啓発のため、県大会への参加についても、教員も積極的に進めるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。私からは以上です。

○議長（濱口太作君） 久保総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（久保一彦君） 林議員さんの2回目の質問にお答えします。

服務規程の中で相談を受けた職員が市民からの相談に乗ることができるよう、職員に対してどのような研修をされているのかという御質問です。

これにつきましては、職員の研修につきましては、7月の部落差別をなくする運動強調旬間における市主催の記念講演会や高知県主催の記念講演会、室戸市人権問題啓発推進講座、また採用2年目の職員を対象とした研修会、こうち人づくり広域連合が新規採用時や5年目、10年目、昇格時の節目ごとに実施しております階層別研修、また隣保事業士取得の研修、また人権啓発指導者養成研修などを受講しております。

今後におきましても、全職員が市民の相談に乗ることができるよう、研修の充実に取り組んでまいります。

○議長（濱口太作君） これをもって林竹松君の質問を終結いたします。

次に、小椋利廣君の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 4番小椋利廣。平成31年3月第2回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表して一般質問を行います。

まず最初に、ことしの3月末で退職をされる執行部の皆さん、長い間職務に精励をされまして、大変御苦労さまでございました。今後は、健康に留意をされまして、室戸市政のますますの発展のために御協力、御尽力をいただけたらと思います。

それでは、通告に基づき一般質問を行います。

1番、市長の政治姿勢について。

(1)平成31年度予算についてお聞きをいたします。

①平成31年度の目玉予算についてお聞きをしたいと思います。

植田市政最初の平成31年度予算編成に当たり、少子・高齢化や人口の減少により、市民税や地方交付税の減少など厳しい財政状況にある中で、ふるさと室戸応援寄附金事業へのさらなる取り組みを柱に、室戸市財政運営計画に基づき、平成31年度予算も139億8,219万3,000円の大型予算が編成をされております。

高知県は、防災・減災、災害対策の強化に取り組み、実効性の高い政策をスピード感を持って取り組むとされておりますが、本市では、地域医療の整備充実が喫緊の課題であり、公共施設の高台移転や防災対策、産業の振興対策や住環境整備や公共事業への取り組みなど、いろいろな課題が山積をいたしております。植田市政最初の当初予算の編成に当たり、室戸市の将来を見据えた次の行政施策につながる、また室戸市民にも大きくアピールができる平成31年度の重要政策予算を何点かお示しをしていただきたいと思います。

②平成31年度予算の執行計画についてお聞きをいたします。

平成が終わり、時代の変わり目となることしは、県勢浮揚に向けた課題が山積をする中で、本市も少子・高齢化による人口の減少問題や若い人たちの雇用の場の確保に向けた産業の振興問題、南海トラフ巨大地震対策、医療や健康や福祉対策、農林水産業や商工業対策など、厳しい社会情勢の中で行政の停滞は許されないと思います。大型予算が編成をされておりますので、切れ目のない予算の執行はどのように取り組まれていくのか、お聞きをいたします。

(2)室戸市立室戸岬診療所の施設の改修工事についてお聞きをいたします。

地域医療の整備充実のために取り組まれてきた室戸市立室戸岬診療所は、平成30年4月に開院をされて、受診者は高齢者が多く、受診者数も微増しており、今後も診療日数と診療時間をふやしていただけるように診療所を訪れている多くの患者さんが希望されているとお聞きをいたしているところでございますけれども、いかがでしょうか。

また、地域の方々や診療所を訪れる多くの方は高齢者が多く、診療所内のトイレが和式のため、洋式のトイレと身体障害者用トイレを追加をして改造をしていただけないかという問い合わせが多く来ておりますので、室戸市立室戸岬診療所のトイレ改修工事の計画についてお聞きをいたします。

(3)椎名のむろと廃校水族館の施設整備についてお聞きをいたします。

椎名のむろと廃校水族館の正式名称は室戸市海洋生物飼育展示施設むろと海の学校で、平成30年4月26日の木曜日の平日にオープンをいたしまして、オープンから1年間の平成31年4月25日までには17万人を超えるぐらいの入館者になるのではないかと予想をされております。あわせて、椎名集落活動センターも月に2回の営業で、椎名地域の方々だけではなく、いろいろな地域から多くの皆様方の利用者が集い、むろと廃校水族館と合わせて地域の活性化に大きく貢献をされているとお聞きをいたしております。

また、椎名のむろと廃校水族館の主なメディアに出演、掲載された回数は既に100回を超えていると言われており、宣伝効果も非常に大きく、室戸市や高知県に与えている経済効果は非

常に大きいのではないかとされておりまして。

去年の10月に、私が長野県北安曇郡松川村へ所用で行ったときに、小椋さん、室戸市の椎名むろと廃校水族館は入館者も含めて非常にすごいねと言われておりました。私は、室戸市の椎名むろと廃校水族館のことをこの長野県でどうして知っておりますかとお聞きをいたしますと、テレビ各局で何回も何回も放送をしていたと言われておりましたので、私も大変うれしく感じたことでした。

また、入館者は市外からが多く、今までの連休などでは、遠くは東海地方、関西地方、四国地方、四国管内などからの入館者が多く来ているとお聞きをいたしております。

ここで、市長さんや議会や議員さんたちの視察団を少し紹介をしてみますと、平成30年7月は高知県議会議員団の視察から始まり、滋賀県湖南市長、8月は中谷元衆議院議員、徳島県鳴門市議会、熊本県上天草市長、10月は熊本県天草市議会、熊本県玉名市議会、三重県津市議会、徳島県牟岐町議会、徳島県阿南市議会、中谷元衆議院議員、栃木県矢板市議会、北海道室蘭市議会、宮崎県串間市議会、11月は福井県敦賀市議会、12月は高野光二郎参議院議員、平成31年1月は野町雅樹県議会議員、2月は茨城県下妻市議会等々、北は北海道から南は九州までの多くの市長さんや議会や議員さんたちの視察が相次いでおり、ありがたく感謝をしているとお聞きをいたしております。

また、土佐清水市に高知県が新しく建設をしております高知県立足摺海洋館は、2020年7月ごろに新しくオープンするという予定であるとお聞きをしておりますが、この事業費は約45億円で、1年目の1年間の目標入館者数は17万人くらいで、後は1年間に11万人くらいの入館者の想定をしているとお聞きをいたしております。椎名のむろと廃校水族館の総事業費は、これは私が推定をした金額でございますけれども、むろと廃校水族館分が約4億5,000万円、椎名集落活動センター分が約1億円で、全体の総事業費は約5億5,000万円でありますけれども、2020年7月にオープン予定の高知県立足摺海洋館の45億円の建設事業費よりは10分の1くらいの事業費で、入館者数はほぼ同じ17万人くらいが見込まれており、むろと廃校水族館は室戸市や地域に与える費用対効果は金額的にも建設費用からいっても抜群にすばらしい経済効果が生まれているのではないかと考えているところでございます。

また、椎名のむろと廃校水族館がオープンしてからは、室戸ドルフィンセンターや世界ジオパークセンター、キラメッセ室戸や鯨館や宿泊施設や飲食店への入館者数も前年度比を上回っていると言われており、各地域の施設に与えている経済効果は非常に大きいとお聞きをいたしております。

そこで、①当初想定をしていた年間4万人の来館者よりはるかに多い17万人余りの来館者があるため、体調に異変があり、急を要するときに使用ができるように、駐車場の片隅に公衆用トイレは建設できないかと来館者の方からの意見があるようでございますので、いかがでしょうか。

②高齢者や障害者や養護学校からのクレームも多く出ている手すりの設置とバリアフリー化はできないか。

③むろと廃校水族館の建築物の建物は、3階まで建築物はあるが、エレベーターは2階までしかなく、車椅子の入館者は3階まで行けません。2階までついているエレベーターも寸法が小さ過ぎて介護者が一緒に乗れないので、困っているとお聞きをいたしており、大きい寸法のエレベーターを3階まで設置できないか、お聞きをいたします。

④外のプールで飼育をしている亀や魚類に夏場には直射日光が当たり、プールの温度が上がるので、プール全体に直射日光を遮る屋根の建設は予算計上をされておりますが、太陽が照りつける夏場の厳しい繁忙期までに屋根の建設はできるのか、お聞きをしたいと思います。

⑤現在の海水の取水位置は港の港内であり、海水が汚れているため、港外からの海水の取水はできないか、お聞きをいたします。

⑥ピザ窯が設置をされておりますけれども、ピザ窯を利用して、ピザを食べたり焼いたりした後の手洗い場の設置ができないか。

⑦現在、未舗装部分の駐車場にアスファルト舗装ができないか、お聞きをいたします。

⑧東部交通のバスが三津の世界ジオパークセンターまでの運行になっておりますので、椎名のむろと廃校水族館まで東部交通のバスの運行が延長ができないのか、お聞きをいたしたいと思います。いろいろな意見が寄せられております。三津の世界ジオパークセンターまでバスで来たお客さんが、椎名の廃校水族館まで来るのに非常に困っているとお聞きをいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

また、できることからむろと廃校水族館の改修工事に取り組んでいただき、室戸市の知名度の向上や地域経済のさらなる発展に対応していただきたく思いますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

(4) 買い物難民や地域医療に対する交通手段への取り組みについてお聞きをいたします。

今室戸市内では、町なかや中山間地域を問わず、高齢者の夫婦やひとり暮らしの方が非常に多く生活をしており、高齢化率も約50%となり、日常生活にも支障を来す状況になってきていると言われております。地域的には、民間の簡単な移動販売車が1週間に2回から3回ぐらい来ている地域があるようではありますが、移動販売車が来る時間帯になると、お客さんが待ちかねて何日分もまとめ買いをするので、最後の地域の方たちは品物がなくなっていることもあり、隣近所の人がスーパーへ買い物に行くときには、食料品やいろいろなものの調達を頼まなければならない状況にあるとお聞きをいたしております。

また、中山間地域の高齢者や町なかの高齢者でも、病院へ行くとき、また買い物に行くにも交通手段がない地域があり、買い物や病院へ行く室戸市独自の交通体系の整備はできないか、お聞きをいたしたいと思います。

また、学校の送迎に利用するスクールバスが何台もあると思われまますので、朝夕の送迎時間

外に買い物難民への、また医療機関への足の確保として、地域を回るバスとしてスクールバスを利活用することはできないか、お聞きをいたしたいと思います。

(5) 学校の統廃合についてお聞きをいたします。

少子・高齢化が進む中で、人口の減少や児童・生徒数の減少など厳しい話ばかりで、明るい話題が余らないと考えております。少子・高齢化が急速に進む中、児童・生徒数の減少も激しく、室戸市の学校再編対策には大変憂慮されていると思いますが、今後、どのように考えて取り組まれていくのか。

最近の状況をお聞きをいたしますと、学校教育に何か変化が起きてきているのか、中学校から市外の学校に行く児童・生徒数が増加をしてきているとお聞きをしておりますけれども、原因はどこにあるのでしょうか、お聞きをいたしたいと思います。

3年後、5年後の保育園児や児童・生徒数はわかっていると思いますので、室戸市立の小学校、中学校の統廃合についてどのように取り組まれていく予定なのか。児童や生徒たちがよき環境で学習やクラブ活動ができる理想の生徒数があると思うのですが、その理想数を考えていくと、3年後や5年後には市内で小学校、中学校はそれぞれ何校ぐらいになるとお考えでしょうか。

また、子供は地域の宝であり、統廃合については父兄や地域の人たちの信頼関係と理解と協力がなければ進んでいかなないと思いますが、人口の減少に伴い、児童・生徒数が減少していく中で、室戸市の教育、学校再編対策についてどのように取り組まれていくのか、お聞きをいたしたいと思います。

(6) 病院整備、地域医療の整備充実についてお聞きをいたします。

平成30年3月議会で、前の小松市長さんは、平成30年1月26日に室戸中央病院の医療法人愛生会と室戸市との間で室戸市における地域医療の提供に関する協定書を締結をして、平成30年2月1日から内科の外来診療を充実をして取り組んでいると答弁をされております。当時、室戸中央病院の医師の体制は、内科の常勤医師が2名、非常勤医師が2名であり、外来診療を充実をするとともに、高知県立あき総合病院や高知大学医学部から医師の派遣を受けて、整形外科と眼科の診療を開始をしたとされておりますけれども、内科と整形外科と眼科の診察に加えて、その後に新しく取り組んできた医療体制の整備についてはどのようになっているのでしょうか、お聞きをいたします。

平成31年2月28日に議員総会があり、室戸市地域医療計画が新しく示されましたが、本市は人口減少が進んでおり、特に生産年齢人口の減少が激しく、労働者の不足が大きな課題であると言われており、10年後には、65歳以上1人に対して20歳から64歳の人口は0.71人となり、1人の若者が1.4人の高齢者を支えるという社会になってくると言われております。こういった厳しい現状を見詰める中で、今後10年間の目標や基本的な方針に基づき、市民の誰もが安心して暮らせる環境づくりと地域医療体制の構築を目指して、室戸市は外来診療や入院診療や救急

診療ができる新たな公設民営方式の診療所の建設に取り組んでいくと言われております。

また、各診療所の先生方も高齢化になってきておりますので、こういった新しい地域医療の整備充実は喫緊の課題であり、待ったなしで取り組んでいかなければならないと思いますが、今後何年ぐらいで新しい地域医療体制がスタートすると想定をされているのか、お聞きをいたしたいと思います。

これで第1回目の質問は終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員さんにお答えをいたします。

まず、(1)平成31年度予算についての①点目、平成31年度が目玉予算についてであります。

平成31年度予算につきましては、「命を守る」と「室戸を創る」の2つのスローガンを掲げて予算編成を行ってまいりました。

その中でも、何点か主なものを申し上げますと、施政方針でも申し上げましたが、その内容と重複する部分もありますが、まず「命を守る」対策といたしましては、地域医療の充実対策として、公設民営による新たな診療所整備に向けた事業規模の検討や経営分析等のコンサルティング委託料を計上しております。

防災対策としましては、菜生地区の津波避難タワー整備事業費、また南海トラフ地震の津波や海難事故等による漁業者の被害軽減を図り、高知県漁協が行う沿岸漁業無線ネットワーク整備に対する補助金等を計上しております。

次に、「室戸を創る」対策といたしましては、まず雇用・産業振興対策として、市内事業者が市内での事業所新設や増設等に要する経費を支援するための企業立地促進事業費補助金を新設いたします。

少子・高齢化対策としましては、子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、2人目以降の出産に対しこやか子育て祝い金を増額いたします。これまでは一律5万円でありましたが、2子目10万円、3子以降は30万円と増額いたします。

また、観光振興対策としましては、むろと海の学校プール日よけ設置事業を計上しております。これにより、屋外プールにおける夏場の水温上昇を防ぐとともに、雨天時でもウミガメの体長測定などの体験プログラムが実施可能となります。

地域おこし協力隊関連では、本市のさまざまな分野における課題解決や新たな事業を積極的に推進するため、大幅に増員する予算としております。

図書館におきましては、業務の効率化と利用者の利便性向上を図るため、オーテピアなど県内他図書館の蔵書検索等が可能となる新たなシステムを導入してまいります。

また、本市の魅力ある地域づくりにさまざまな支援をいただける室戸の応援団を京阪神圏に結成するための活動費も計上しております。

以上、主なものについて申し述べましたが、魅力ある室戸創造の実現に向け、全力で取り組

んでまいります。

次に、②点目の平成31年度予算の執行計画についてであります。

御案内のとおり、本市におきましては、地域医療、防災対策、産業振興、少子・高齢化、人口減少などさまざまな課題が山積しており、速やかな事業の実施により行政の停滞を招かない取り組みが必要であると考えております。

中でも、地域医療対策は喫緊の最重要課題でありますので、先ほども申しあげました医療コンサルタントの委託事業に早期に着手し、事業規模の検討や経営分析等を行い、公設民営による新たな診療所整備に向けて、スピード感を持って取り組んでまいります。

また、防災対策としては、災害時に国道が不通となる区間について、高台への代替え道路整備促進に向け、要望資料の作成に取り組み、県や国への要望活動を強化して、早期実現に取り組んでまいります。

移動手段の確保対策については、地域公共交通網整備計画を早い段階で策定をし、具体的な施策に移してまいります。

また、その他の事業につきましても、早期着手、早期発注により年度内完了を目指すとともに、本市のさまざまな課題解決に向け、切れ目のない事業実施に取り組んでまいります。

次に、(3) 椎名のむろと廃校水族館の施設整備についてであります。

当施設につきましては、平成30年4月26日にオープンをし、テレビや新聞などの各種マスコミにも大きく取り上げていただき、廃校を利活用した施設として、全国的に大変注目を浴びているところであります。

また、当初は来館者の目標を年間4万人としておりましたが、平成31年2月末現在で15万4,283人と当初の計画を大幅に上回っており、県内外から多くの観光客や学生、また視察研修などで足を運んでいただいております。観光交流人口の拡大や地域の活性化につながっているものと考えております。

議員さんからはいろいろと御提案をいただいておりますが、整備内容や費用的な面も踏まえて、関係者と協議検討しながら取り組んでまいりたいと思います。

次に、(4) 買い物難民や地域医療に対する交通手段への取り組みについてであります。

本市のこれまでの取り組みといたしましては、高齢者の生活支援策として、御注文をいただいた商品を御自宅までお届けする高齢者等買い物支援事業、高齢者などの移動手段の確保対策について、中山間地域高齢者等タクシー利用助成事業に取り組んできましたが、いずれも多くの方々に御利用いただいているところであります。

また、移動販売に関しましては、株式会社室戸ショッピングセンターさんと株式会社とくし丸さんとの連携による移動販売事業が平成30年4月から室戸市内で開始されたところでございます。この移動販売事業が開始されるに当たり、移動販売時における見守り活動の観点から、室戸市高齢者・障害者等の見守り活動に関する協定書を昨年5月に締結させていただきました。

て、高齢者や障害者の安心・安全な生活につながるものと考えております。現在の移動販売車は週2回で、巡回する地域も限られていることから、県の補助金を活用しながら、範囲の拡大に取り組んでまいりたいと考えており、平成31年度当初予算におきまして、移動販売車の購入に対する補助金を計上させていただいているところであります。

また、本年度において、安芸市など他市町村のコミュニティーバスの視察を行い、高齢者などの移動手段の確保の必要性について再認識するとともに、利用者数の、利便性の問題及び運行経費などさまざまな問題があることもお伺いしたところでございます。

市といたしましては、平成31年度より地域公共交通会議を立ち上げて、高齢者を中心とした住民の移動手段の充実に向けて、地域公共交通網形成計画を策定していく予定であります。その中で、当市における公共交通の現状及び地域ニーズを十分に把握の上、既存のバス路線と重複しない利便性の高い路線の構築、御指摘のありましたスクールバスなど、既存の整備を活用した効果的な運用、長期間にわたり存続可能で、ニーズに沿い、多くの住民に利用していただける公共交通の形などについて委員の皆さんとの協議を深め、速やかに室戸市独自の交通体系の構築に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、(5)学校の統廃合についてであります。

まず、室戸市内から市外の学校への進学状況についてであります。

この4月から市外の中学校へ進学する生徒さんは10名の予定となっており、特に中高6年間一貫した教育を受けることができる県立安芸中学校への進学の割合が高くなっております。ほかにも、スポーツ校への進学や転出によるものなど、保護者や子供たちの思い、家庭の事情など、さまざまな原因があるものと推察いたしております。

なお、今後、校長会を通じて詳細を把握し、分析の上、対策について考えてまいりたいと思います。

次に、小・中学校の適正な規模や今後の取り組みについてであります。

県の小中学校適正規模検討委員会の提言によれば、学校規模は学校運営上の観点から、小学校は12学級程度、中学校は6学級程度が適切であるとされております。本市では、残念ながらこれらの基準を満たす学校はなく、教育環境の維持や学校運営上のさまざまな困難が予想されることなどから、やむを得ず統合に至った学校もございます。

しかしながら、本市の場合は、単純に学校規模を統廃合の基準とするのではなく、通学区域や地理的条件なども勘案しなければならないと考えております。

なお、統廃合について検討が必要となった場合は、統廃合検討委員会を設置し、各学校のPTA会長や学校長、地域の代表者などさまざまな方の意見をもとに検討してまいります。

いずれにしましても、児童・生徒のためによりよい教育環境の整備が最も重要でありますので、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、学校教育の充実に向けて努めてまいります。

次に、(6)地域医療の整備充実についてであります。

まず、室戸中央病院におきましては、平成30年2月より内科医の雇用により診療を開始したことや、高知県立あき総合病院からの医師派遣により整形外科が7月から、高知大学医学部附属病院からの医師派遣により8月から眼科診療が開始されるなど、外来診療の充実に取り組んでいただいております。

新たな診療科目につきましては、皮膚科や小児科等についても検討してきたところでございますが、専門医の確保が難しいことや受診者数の状況等から、まず要望の多かった眼科、整形外科の2つの診療科目について診療を開始いただいているところでございます。

今後、診療日数や診療時間の増への対策の強化、また新たな診療科目の設置等について、市民の方々の要望も踏まえ、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域医療体制の充実に係る御質問についてでございます。

議員総会でも説明させていただきましたように、私といたしましては、公設民営方式での診療所の建設に取り組んでいきたいと考えておりますが、これにはまず室戸市が安芸医療圏内のあきとなっている一般病床19床を確保する必要があります。認可につきましては、県の地域医療構想調整会議にて了承を受ける必要がございますので、まずは病床の確保について全力で取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、来年度当初予算に計上しております診療所経営等のコンサルタント委託事業により、病院の基本機能や必要人員、その後の経営収支予想等を策定し、開設に向けて強力に取り組んでまいります。

また、新しい医療体制のスタートにつきましては、先ほどのコンサルタント委託事業に加え、診療所用地の確保に係る地権者との交渉や実施計画、また施設建設においても、建物だけでなく、道路の整備など、他のインフラ整備の課題もあり、少なくとも2年程度はかかるものと考えておりますが、できる限り早期に完成できるよう、スピードアップして取り組んでまいります。

私からは以上でございますが、保健介護課長、観光ジオパーク推進課長から補足答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（濱口太作君） 辻保健介護課長。

○保健介護課長（辻 さおり君） 小椋議員さんに、1の(2)室戸市立室戸岬診療所の施設の改修工事について、私のほうからお答えをいたします。

まず、室戸岬診療所の受診者数の状況でございますが、開院初年度の平成28年度には1日平均患者数が約12人、平成29年度は約18人であったものが、平成30年度におきましては約30人となるほど大幅に増加しており、今では地域になくはならない診療所になっているのではないかと考えております。診療日数、診療時間につきましては、平成30年度において安芸クリニックの医師の応援をいただき、第1、第3水曜日の診療を開始するなど、その充実に努めてまいりました。

しかしながら、来年度より、月曜日に診療をしていただいております佐喜浜診療所の船戸医師が諸事情により室戸岬診療所での診療をやめられることとなったことから、高知高須病院室戸クリニックの清藤医師にお願いし、第1、第3月曜日の診療をしていただけるよう調整を図ったところでございます。

今後におきましては、早期に室戸岬診療所の院長となる常勤医師の確保に向けた取り組みを進め、診療日数、診療時間の充実を図りたいと考えております。

次に、室戸岬診療所のトイレの改修についてでございます。

このことにつきましては、課内でも議論に上がり、検討を進めているところでございます。その中で、現在、男女別で2室となっているトイレを1室とし、和式便器を洋式便器に取りかえることや汚物処理用の洗い場を設けること、車椅子の方が利用できるように入り口の間口を広げることなどについて検討をいたしました。

その結果、工事に当たっては多額の改修費用が見込まれることや、一定の工期がかかることによりその間の診療所業務に支障を来すことなどが考えられることから、それらを踏まえた工法の検討等が必要であると考えております。現在のところ、診察室奥に洋式トイレが1カ所あることから、和式トイレの使用が難しい方や車椅子の方はそちらのトイレを使っていただくなどの対応を行っているところですが、高齢の方が多いことや車椅子の患者さんが月数名いること、またかん腸などの処置にトイレを使用する場合もあることなどから、今後、先ほど申し上げました工法の検討や費用の精査を行ってまいりたいと考えております。

○議長（濱口太作君） 山崎観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（山崎 桂君） 小椋議員さんに、1の(3)椎名のむろと廃校水族館の施設整備につきまして市長答弁を補足させていただきます。

まず、①点目のトイレについてでございますが、現在、当施設には1階から3階までの各フロアに1カ所ずつと屋外のプール機械室の横に1カ所の計4カ所のトイレがございます。今のところ、施設側からはトイレの不足についてのお話はお聞きしておりませんが、議員さん御指摘のように、駐車場の車で待たれている方やバスの運転手さんなどがトイレを使用させてほしいといった声が時々あり、その際には2階のトイレを使用していただいているとのことであります。

今後は、駐車場側から直接入ることができるプール機械室横のトイレを使用していただくことができないかなど、サービスの向上に向けて、指定管理者などとも協議してまいります。

次に、②点目の手すりにつきましては、当施設内の階段には手すりが設置されておりますが、通路部分につきましては水槽や標本などの展示物があるため、設置は難しいのではないかと考えております。

また、バリアフリー化につきましては、正面の出入り口にはスロープを設置するとともに、屋外プールにつきましても車椅子の方が駐車場側から直接出入りできるようスロープを設置し

ているところでございます。

次に、③点目のエレベーターについてであります。

当施設には、1階から2階に上がるためのエレベーターを設置しており、定員3名の小型のもので、大きさについてはジオパークセンターに設置したものと同程度としているところであります。議員さん御指摘のとおり、3階まではつながっておりませんので、車椅子やベビーカー同伴のお客様には大変御不便をおかけしている状況であります。

エレベーターの大型化や3階までつなげるための改修には多額の費用を要しますので、今後、どのような方法が考えられるのか、またその費用やメリット、デメリットなどについて検討してまいりたいと考えております。

次に、④点目の屋外プールの屋根の建設についてでございますが、夏場の強い日差しによる水温上昇への対策として、また見学される方の熱中症対策として、屋外プールにおける日よけ対策が必要であると考えており、今定例会における議案第11号平成31年度室戸市一般会計当初予算におきまして、日除設置事業として設計及び工事費用を計上させていただいているところでございます。

夏場までの設置が可能かとの御質問でございますが、工期につきましては、現在の計画では、設計に二、三カ月、また設置工事は鉄柱などの部材の製作に3カ月、施工に3カ月の計6カ月程度要すると見込まれるほか、財源に県補助金を予定しておりますので、その交付決定をいただいてから着手となることなどから、夏場までの完成は難しいと思われませんが、できるだけ早期に完成できるよう取り組んでまいります。

次に、⑤点目の港外からの海水取水についてでございますが、海水取水場所につきましては、計画当初から検討を重ねてきたところであり、地下海水の取水に向けてボーリング調査を行うなど検討いたしました。地下に岩盤層があり、海水の湧水が見込めないことから断念した経過がございます。また、椎名漁港周辺の海岸から取水することも検討いたしました。台風などの波の影響が大きく、取水施設の管理が困難であることから、最終的に現在の取水場所となったところでございます。

今後におきましては、同施設における魚やウミガメの飼育状況等を見ながら、施設側と検討してまいりたいと考えております。

次に、⑥点目のピザ窯周辺への手洗い場の設置についてでございますが、現在、ピザ窯があるふれあい体験交流スペース前の集落活動センター付近に水道蛇口及び流し台を設置しており、水族館を訪れた観光客の皆様を初め地元の方々にも御利用いただいております。

なお、今後、交流スペースの利用状況などから、新たな手洗い場の設置の必要が生じた場合は検討してまいります。

次に、⑦点目の駐車場のアスファルト舗装についてでございますが、廃校水族館の正面に向かって左側にある未舗装の駐車場スペースにつきましては、平成31年度一般会計当初予算に焼

却炉の撤去費用と舗装工事費をあわせて計上させていただいているところがございますので、よろしく願いいたします。

次に、⑧点目のバスの運行についてでございますが、現在本市で運行されているバス路線は、安芸市からジオパークセンターをつなぐ安芸ジオパークセンター線12便と安芸市から東洋町をつなぐ安芸甲浦岸壁線6便の2路線となっており、廃校水族館へ行かれる方は安芸甲浦岸壁線を利用することとなります。

議員さん御質問の安芸ジオパークセンター線の廃校水族館への延伸につきましては、これまでも御意見が寄せられており、公共交通担当課であります企画財政課におきましてバス事業者との協議も行ってまいりましたが、バスの旋回及び待機スペースの問題などから実現には至ってないところであります。廃校水族館来館者の足の確保のためにこういったことが考えられるのか、今後とも、バス事業者など関係者と協議してまいります。以上でございます。

**○議長（濱口太作君）** 小椋利廣君の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

**○4番（小椋利廣君）** 4番小椋利廣。2回目の質問をさせていただきます。

1番の(1)の平成31年度予算について、①平成31年度予算の目玉予算についてというところで、市長さんのほうから詳しく予算の内容について御答弁がありまして、ありがとうございます。こういった大型の予算が組まれておりますので、これらの予算を早期に執行することで、地域の方々、市民にも大きく還元ができていけることが非常にあるかと思っておりますので、予算の早期の執行にぜひとも取り組んでいただきたいというふうに思うところでございます。

それともう一つ、②のところで、平成31年度予算の執行計画についてというところでございますけれども、ここも速やかな事業の実施を行っていくというふうに答弁をされておりますけれども、ことしの秋には消費税が8%から10%になるというふうに言われております。2%も上がると言われておりますので、私どもの田舎でも消費税が2%も上がると非常に厳しい状況が起きてくるのではないかとこのように考えております。

また、31年度への繰越明許費の件数も約41件で金額的には17億5,000万円ぐらいと非常に大きく、30年度の全体予算が152億円ぐらいある中で、17億5,000万円の繰越事業ということになると約11%ぐらいが繰越事業になってくると、こういった大きな繰越予算がある中で、ことしの当初予算も約140億円という大型の予算が組まれておりますので、こういった大型予算の切れ目のない予算執行にはどのように取り組まれていくのか。また、今後、この繰越明許事業についても早期に完成をしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、こういった対応で取り組まれていくのか、もう一度お聞きをしたいと思います。

それから、(2)の室戸市立室戸岬診療所の施設改修工事について、患者数も大幅に増加をしてくているというふうな答弁があったわけでございますけれども、話を聞くとこのようにありますと、現在、あの室戸岬診療所の中にはトイレが3つあるように聞いております。この中で、3つあるとするならば、2つは洋式トイレに、1つを身体障害者用トイレに改善をしてはいただ

けないかというお話が来ておりますので、患者数も大幅に増加をしているという中で、恐らく高齢者の方が大幅に増加をしてきているのではないかというふうに考えておりますので、こういったトイレの改修についても一度早期にトイレの改修ができないのか、お聞きをしたいと思います。

それから、(3)の椎名のむろと廃校水族館の設備について、①の駐車場の片隅に外に公衆トイレの建設ができないかという話が私どものところに来ちゅうわけですけれども、当初は年間4万人ぐらいの入館者数しか想定をされていなかった、それが大幅に全国的な規模になって、17万人を超える大きな一つの室戸市の財産になりつつあるという中で、外のどっかの片隅には本当に急を要するときに行けるようなそういった公衆用のトイレが必要ではないかというふうにお話もあっておりますので、この点についても一度お聞きをしたいと思います。

それから、②の高齢者や障害者に対する手すりの設置とバリアフリー化はできないかということでお聞きをしておりましたけれども、手すりは若干はあると、そしてバリアフリーにはなっていないけれども、スロープはあるというふうなお話があったわけですけれども、あそこの施設の方にお聞きをいたしますと、室戸市外からの老人クラブなどの見学者や、平日は老人の夫婦やカップルが多く、休日はベビーカーで小さなお子さん連れの家族が多く、特に小さいお子さん連れの中には妊婦さんも多く、2階までしか行けないエレベーターは利用者には大変不便であるので、バリアフリー化をどうしてもつくっていただきたいというふうなお話が来ておりますので、もう一度お聞きをしたいと思います。

それと、③の大きい寸法のエレベーターを3階まで設置できないかということで、これは大きな課題になっているようでございます。建物は3階まであり、エレベーターは2階までしかなく、エレベーターの寸法が小さいために大きな車椅子はエレベーターに入らない、また車椅子がエレベーターに入っても、介護者が一緒に乗っていけないという小さなエレベーターであると。そして、話を聞いてみますと、むろと廃校水族館の入館料金は少し安目に設定をしているということで、割引料金があるのは室戸市民だけで、大人が100円、子供が50円の割引料金で、障害者用の割引料金はないと、同じ入館者料金、大人600円、子供300円の料金を払って入館をしても、例えば弱者にしてみたら、3階まではエレベーターがないので上がっていけないということになると、建物自体が本当に弱者に不親切ではないかと、差別的な構造になっているのではないかというふうなことも言われているようでございます。

また、これは話を聞いたところですが、北海道や東京や大阪など多くの地域からいろいろな観光会社からのツアーの問い合わせも多く、一躍全国的な有名な施設に廃校水族館がなったことによって、NHKの国際放送で英語と中国語で紹介をする、アナも英語と中国語で紹介をするということで、海外からの注目も非常に集められているということになっているようでございます。台湾からの観光客はもう既に来ているという話を聞いております。

そして、今の段階で、観光会社からツアー観光のファクスが入っている状況を聞いてみます

と、これ聞いてきておりますので、ここでお話をさせていただくと、ツアー観光バスの一覧表というのがここへファクスで来たのがありまして、商船三井客船クルーズデスクグループ、読売旅行高知、国際旅行、サントラベル高知、JTB徳島、第一観光香川、農協観光、岐阜、兵庫、高知、愛媛、とさでん交通、ANA、阪急高知、東京、宮城、北海道、フジトラベル、ヤングリゾート大阪、あなぶきトラベル、こういうところからのまだまだの観光ツアーの申し込みが来ているというふうに聞いておりますので、これは当初想定していた年間4万人ぐらいの観光客より以上の今後も入館者数が見込まれるのではないかとというふうに考えられますので、どうかこの施設の改修について御協力をいただけないかという話でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、東部交通のバスの件でございますけれども、東部交通のバスは今現在、三津の世界ジオパークセンターまでが12便、それで三津のジオパークセンターまで来たお客さんが椎名まで行くのに、高齢者だと思ふけれど、非常に困っちゃうという話でございますので、何とかこれを椎名までバスが行けるような方法にならないかということでお聞きをしておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、(4)の買い物難民や地域医療に対する交通手段についてでございますけれども、室戸中央病院はバスをおりてから非常に病院へ行くのに歩いていくと遠い、そしてまた病院の手前が急な坂になっていて、高齢者はなかなか室戸中央病院へ歩いていくのは困難であるということが言われておりますので、また病院を回るバス、買い物難民もともに行ける、そういった独自のバスの対策がぜひとも必要ではないかというふうに言われておりますので、もう一度お願いをしたいと思っております。

それから、(6)の病院の整備、地域医療の整備充実についてもう一度お聞きをいたしたいと思っておりますけれども、これは現在、室戸市がベッド数19床を有する公設民営方式の診療所の建設を考えているというふうに今も答弁があったわけでございますけれども、こういった公設民営型の診療所を建設するということについて、2年後ぐらいには開設をしていきたいという答弁があったわけですが、これについて建設、建築の年度とかいろいろ考えていくと、2年ぐらいやったらもう既に建設場所は選定をされていきよらんとなかなか間に合わないのではないかとというふうに考えますけれども、この公設民営型の診療所の建設場所についてのお考えはどのように持っていかれておられるのか、お聞きをいたしたいと思っております。

これで2回目の質問は終わります。

○議長（濱口太作君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員さんの2回目の質問にお答えをいたします。

まず、1点目についてでございますが、繰り越しが41件、17億5,000万円、パーセンテージにしたら11%にも余ってあって、さらに当初予算も140億円という大型の予算であるが、停滞なく取り組むことができるのかといった御質問が1点目と2点目と重ねてあったんじゃないか

というふうに思います。

そのことについてお答えをさせていただきたいと思いますが、まず平成30年度の繰越事業につきましては、議員さんも御指摘のありましたように、国の補正予算に対応するものとか、災害復旧に係るものなどによりまして、計41件、事業費につきましては約17億5,000万円となっているところでございます。このことから、当初予算計上分合わせますと、平成31年度事業量については大変に大きな規模になると見込んでおります。

しかしながら、こうしたことも踏まえて、本市におきましては地域医療対策、あるいはまた防災対策や産業振興の問題、さらには少子・高齢化、人口減少など、さまざまな課題が山積をしております、速やかな事業の実施によります行政の停滞を招かないような取り組みが必要でありますことは申すまでもありません。こうした対応につきまして、大変大きな額になりますけれども、市民が一丸となって早期着手、早期発注により速やかな実事業の実施に取り組めるよう全力で頑張っていきたいと思っております。

次に、3点目につきまして、廃校水族館に関して何点か質問がありました。

1つは、外に公衆トイレの整備ができないかということで、当初4万人ぐらいの見込みの入館者が、15万人、あるいは17万人にも近いような全国レベルの施設になったということで、当初の規模からすると見直しが必要で、整備が大事じゃないかといった御指摘、そのことにつきましては、何点か重なる問いになりますけれども、当初の計画の4万人ぐらいの規模が15万人、17万人という多くの観光客がこれからも継続をされて見込めるということになってきますと、議員さん御指摘のようなことも、関係者とも協議をしながら検討していかなければならない課題ではないかなというふうに考えております。

それと、高齢者への手すり整備について、あるいはまたバリアフリーのことについても御質問がありまして、もう一度聞くということでありましたが、ただ課長からの答弁が今の状況の方向でありまして、そのこともさきに申しましたような、これからの入館者の状況、環境を捉えながら検討していきたいという答弁にかえさせていただきたいと思っております。

次に、5点目ではありますが、3階までのエレベーターの整備についての要望が重ねてありました。

確かに2回目の質問で御指摘されるような状況がよくわかりますし、さらにはまたNHKなんかの国際番組で英語や中国語でも紹介されるような、今インバウンドだとか、外国人観光客の流入対策、室戸市も力を入れて取り組まなければならない課題ではないかなというふうに思っておりますし、既に今何点か取り組みも進めているところでありますけれども、そうした観光客もあわせた入館状況の推理をしながら、できるだけ対応の改善には検討を加えて取り組めるように進めてみたいと考えておる状況でございます。

次に、6点目として、東部交通の件の御指摘もありました。

ジオパークセンターに東部交通の12便ぐらいのバスが回って、しかも高齢者が多く、水族館

に行きたいけれどもということで、その足、つながが悪いので大変困っていると、その対策を改善できる対応ということで椎名までのバスの延伸ができないかといった御要望、御提案じゃないかというふうに思います。内部でもいろいろ東部バスとも協議をしながら検討を進めてきた背景があるようでありますけれども、今の状況で水族館の周囲のバスの駐停車できるような環境だとか、あるいはまたバスが滞在できるようなそうしたスペースの問題等もあるようでございますので、そうした周囲環境も鑑みながら、今後の検討にさせていただきたいと思いません。

7番は、中央病院はバスでおりにて歩くのは大変遠くて困難だという高齢者の方々の御意見も非常に多いということでございますが、今後の取り組みとしましては、新年度におきましては、デマンドバスのような各地域間、市内バスで利便性の高い室戸市の交通網のあり方というものも検討していく予算を計上しておりますので、そうした中でも、どうしたことが中央病院に足をつなぐいい交通便になるのかといったこともあわせて検討しながら、中央病院利用者の方々には不便をかけないような対策を講じていきたいと考えております。

最後に、8点目でありますけれども、公設民営方式の設置をして、2年間ぐらいでスタートさせたいという考えであれば、もう余り時間もないので、既に建設、建築の場所なんかはどこにするのかを考えているのじゃないかというお伺いでございます。

今の段階では、地権者のこともありますので、ここここにしたいということは言えませんが、室戸市の連携する病院の付近ということ想定しているところでございます。

室戸岬診療所のトイレの整備について御質問がありましたが、その件につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（濱口太作君） 辻保健介護課長。

○保健介護課長（辻 さおり君） 小椋議員さんにお答えいたします。

室戸岬診療所のトイレ改修についてでございますが、先ほども申し上げましたが、診察室の奥のほうには洋式トイレが1カ所ございます。そちらのほうは、高齢者の方や車椅子の方に御利用いただけるものとなっておりますけれども、議員さん御指摘のとおり、高齢者の方の御利用が大変多くなっております。また、車椅子の御利用の方もいらっしゃるということで、受け付け横に男女1室ずつのトイレがございます。そちらの男女別のトイレにつきまして、1室として和式便器から洋式便器への取りかえを行う、またそちらのほうに汚物洗浄用の洗面台の設置を行う、また和式便器の上に洋式便器を設置する簡易的な工法等もありますので、それらの工法や費用等につきまして検討いたしまして、早期に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（濱口太作君） 小椋利廣君の3回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○4番（小椋利廣君） 小椋利廣。いろいろ市長さんからも、保健介護課長さんからも御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ぜひともそういった取り組みで、今後、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願

いをいたしたいと思います。これで終わります。

○議長（濱口太作君） これをもって小椋利廣君の質問を終結いたします。

次に、町田又一君の質問を許可いたします。町田又一君。

○11番（町田又一君） 11番町田。平成31年3月第2回室戸市議会定例会において一般質問を行います。

植田市長にとっては最初となる一般会計当初予算139億8,200万円が計上されております。この中には、市長選挙において市民に公約した案件も予算化されており、大変うれしく思っております。今後、ますます厳しい財政運営が予想されますが、市役所が一丸となって困難に立ち向かい、市民の幸せのため、強いリーダーシップを発揮されるようお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

1、市長の政治姿勢について。

(1)指定管理と経済効果についてお尋ねをします。

指定管理には、その施設を管理してもらかわりに年間幾らかと金額を定めて運営してもらう方法と、入場料金や使用料金をもらって収入とし、これを人件費や運営費として計上しているものがあると思います。キラメッセ室戸食遊・楽市、キラメッセ室戸鯨館、室戸ドルフィンセンター、夕陽ヶ丘キャンプ場、室戸海洋深層水体験交流センター、むろと廃校水族館等が思い浮かびますが、市がこれらの施設にこれまで出費した金額、指定管理料と施設整備費等、改築や更新をした金額、過去5年ぐらいにさかのぼって示してほしいと存じます。

また、年間の交流人口の中で、各施設の利用客はどのくらいあったのかも示してほしいと思います。年々各施設への利用客はふえているのか、減っているのか、担当課は中身については分析をしているはずですが、教えていただきたいと存じます。

うれしいことに、現在、廃校水族館が大ブームで、交流人口の押し上げに大いに貢献していると存じます。このブームを契機に、各施設はなお一層知恵を絞り、集客に力を入れてほしいと願っています。各施設の集客が室戸へ一体どのくらいのお金を落としてくれているのでしょうか。経済効果についてお伺いをいたします。

(2)ふるさと納税の取り組み強化についてお伺いをします。

人口減少に伴う市税の減少、それとあわせて国からの交付税の減額と室戸市を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。そんな中であって、救いの神となってくれているのがふるさと納税であります。

平成26年度は1億5,382万8,916円、平成27年度は3億9,826万404円、対前年度比2億4,443万1,488円の増となっております。平成28年度は6億1,780万5,550円、対前年度比2億1,954万5,146円の増となっております。平成29年度は10億7,375万7,651円、対前年度比4億5,595万2,101円の増となっております。平成30年度は、ふるさと納税の返礼品を地場産品に限定する総務省方針を守り、返礼品の調達費を寄附額の30%以下とする方針に従ったので、納税

額が平成29年度は下回るのではないかと心配をしておりましたが、平成30年度は約12億2,000万円となる見込みだとのことであります。対前年度比約1億4,600万円ぐらいの同額であるようです。

返礼品や手数料を差し引いても室戸市に入るお金は莫大であります。今後もこのふるさと納税の返礼品の調達費が寄附額の30%以下の地場産品と限定されるなら、このことを守り続けるとしたら、そしてまた年々納税額をふやすとしたら、担当職員の増員はもとより、市内隅々まで目を光らせて、特産品の掘り出しを一生懸命やらなければなりません。地域のおいしいものの発見に力を入れなければ、今以上の納税額の確保は難しいと思われまます。海、山、川を利用した産物がなければ、つくり育てるという心意気も大切であると存じます。

市内至るところに放棄地ばかりが目につきます。協力隊の皆さんの力をかりて、地域の人とともに汗を流し、種をまくことも大事なことです。室戸には人は少ないかもしれませんが、都会にはインターネットを利用している人は膨大な人数だと思います。地域では果物づくり名人、野菜づくり名人、漬物名人等、隠れた人材がたくさんいるはずです。協力隊の皆さんの活躍の場だと言っても過言ではないのです。市長のふるさと納税に対する取り組み姿勢をお伺いをいたします。

室戸にはこれといった土産物がないとよく言われます。国が返礼品を地場の食品産業に絞り込むように求めていることは、農業者にとって大きなチャンスとなるのではないかと思います。和牛、米、日本酒が大人気の品目ということです。米は室戸で栽培しているのですが、安値で経営が成り立たないので、今は山奥だけでなく、平野部でも放棄地だらけで、周辺的美観を損ねております。土佐町や本山町では、室戸の深層水のにがりを使ってブランド米をつくっております。室戸でも深層水を利用してブランド米をつくり、ふるさと納税の一品に加えれば、米価のアップと放棄地の減少に役立つはずです。付加価値をつけるとは、一手間を加えるということであると思うのです。収入アップに結びつけるというのは大変大切なことでもあります。ふるさと納税20億円を目指してほしい、市長の取り組み姿勢を伺います。

(3) 4月に施行される改正出入国管理及び難民認定法についてお尋ねをいたします。

現在、室戸の雇用の場で信じられないことが起きているのです。働き手を募集しても、応募者がいないとのことであります。製造業、土木建築業、介護施設等、人手が足りなくて大変困っているのが実情のようであります。農業や漁業、関係者も人手不足を嘆いております。

外国人労働者の受け入れを拡大する目的で、4月に施行される改正出入国管理及び難民認定法が適用されるとのことです。改正入管難民法は、室戸市においては雇用現場や地域生活等さまざまな変化が予想されると思うのですが、室戸にとってこの法は長所となるのでしょうか、あるいは短所となるのでしょうか。どう捉えておられるのか、担当課の所見をお伺いをいたします。

(4) 土佐備長炭への取り組みについてお尋ねをいたします。

本市は、平成27年度から平成32年度における室戸市木炭振興計画を立てられております。本計画によりますと、平成25年度までの生産・出荷量は約700トンを超え、年間売上高も2億4,000万円にまでふえ、伸び続けている状態であり、市外、県外から、I J Uターンの製炭者である若者もふえる傾向にあるとまとめられております。

一方、製炭者の高齢化率は高く、技術の伝承による円滑な世代交代や生産出荷量の維持または拡大が将来にわたり維持できるのか不透明であり、製炭業への支援を講じる必要があるのではないかと考えます。

杉、ヒノキの人工造林の拡大により広葉樹林面積が減少したことによる原木供給量の慢性的な不足と、土佐備長炭の需要が増加したことによるカシ類の伐採による製炭も行っているのですが、今後、生産量の増加を図っていくためには、いかにウバメガシ以外の原木も含め供給を確保していくかが課題である等が振興計画策定の意義としてまとめられております。

当計画に基づき、何点かその後の状況をお伺いすると同時に、今後の課題や提案をさせていただきます。

1、昨年度の生産の出荷量の状況と年間売上高、またI J Uターンの製炭者の状況はどうなっているか、お伺いをいたします。

2、当計画策定以後の市有林の立木売却状況と持続ある原木の供給について、広葉樹林の植林を進め、広葉樹林面積の拡大に取り組むとの計画がありますが、その後の進捗状況や原木の確保、対策がどうなっているのか、お聞きをいたします。

3、新規製炭就業予定者や受け入れ体制の整備などにおける支援体制はどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

4、空き家再生等推進事業を活用して移住先の確保を図る計画も位置づけられておりますが、その後の実績をお伺いいたします。

5、生産組合の組織化について、現在の状況と今後の取り組み方針はどうなっているのか、お伺いをします。

6、原木の安定した供給の確保と出荷体制を強化するため、原木のストックヤードといった集出荷施設の整備を検討する旨が位置づけられているのですが、その後の取り組みについてお尋ねをいたします。

7、室戸市として炭文化の啓発、普及、教育について、具体的にどのように取り組まれておられるのか。また、小・中・高等学校での体験学習など、製炭業を通じた郷土に対する愛情を育んでいく教育の推進についてはどのように取り組まれているのか、お聞きをいたします。

8、当木炭振興計画の総括と今後の取り組み方針やその見通しについて、市長の所見をお聞きをいたします。

当計画にも指摘されているように、原木の調達については、自伐により確保している経営体と原木を伐採業者から購入して調達している経営体とがあります。いずれにいたしましても、

原木となる森林資源の安定確保と原木の伐採や搬出に取り組める人材の育成が不可欠であります。原木の安定供給が見込めてこそ製炭業者の安定製炭が見込め、安定経営が可能となります。私はこの原木を供給できる人材の育成と、先行して支援強化し、炭を焼いてみたいとの希望者には原木提供できる組織の育成が喫緊の課題であると考えております。県内外の人材募集はもとより、外国人労働者導入などもあわせた対策を持って、原木の伐採や搬出などに取り組める人材の育成とその組織づくりが後継者育成や製炭業の振興につながる最優先課題と捉え、その取り組みを提案するものですが、市長の御所見を求めます。

また、ウバメガシの植栽と育成など、最も良質な土佐備長炭を製炭するには、このウバメガシの原木確保が必須条件となりますが、その対策についても市長の取り組み姿勢をお伺いします。

現在、市有林の場所や山の状況をわかった職員がいないので、一部は利用できても、大半利用できない状況なので、炭の産業の発展のために担当職員を養成して、原木の調達が難しい自立者たちのためにも人材育成は大切なことだと考えますが、市長の取り組みの思いはどうか、お伺いをいたします。

最後に、新年度における製炭業の具体的な支援対策はどうなっているのか、お伺いをします。

生産者の声として、販売は現在需要が多くて、生産しても追いつかないくらいで、生産をふやすのに苦勞している、若い人で山の技術全般をできるように養成するのが今後の課題だとのことあります。これができなければ増産は難しい、原木の山を山主と交渉してできるのはある程度経験があるか、地元知り合いがいるかで、県外から来て自立した人にはなかなか難しいので、養成した者への後の手助けやアドバイスが必要であるとのことあります。原木がないため、市外へ流出している人がいるのは大変残念なことだと思います。市長はどう考えておられるのでしょうか、お聞きをいたします。

(5)羽根消防分団の高台移転についてお伺いをします。

南海トラフ地震対策として、津波被害を避けるため、各消防分団は高台へ移転をしているか、あるいは完成年度がはっきりしているか、どちらかです。羽根分団と菜生分団が完成年度がまだはっきりしていないように感じますが、菜生分団は旧室戸岬中学校を壊した後で、羽根分団は最初は羽根郵便局より北山のほうに移転するというように伺っていましたが、羽根の人はなぜ中止になったのか、一部の人を除きはっきりと知りません。建設中止になった理由をはっきり教えてほしいと思います。

その後、羽根分団建設予定地は決定したのでしょうか。もし決まっているのなら、建設までの工程表について詳しく示していただきたいとお伺いをいたします。

(6)室戸高校の存続とその対応策についてお尋ねをいたします。

2019年度の室戸高校への入学希望者は35名ということです。入試の結果で35名全員入学とな

らないかもしれません。しかし、2018年は20名の入学だったと思います。室戸高校の校長先生と話をしたのですが、2018年は生徒募集に油断があった、女子野球部への入部希望者が4名しかいなかった、室戸市内の生徒も室戸高校への入学希望者が激減していた、2019年に向けては市内中学校の教師や中学生に対してアピールをして、せめて40名ぐらいの生徒は確保したいと話をしてきておりましたが、現在、室戸高校で有名なのは女子野球部でございます。公立学校の女子野球というので県外からも入学してくれておりましたが、最近では各県に公立の女子野球部ができて、室戸まで来なくても野球をやれるというので入学生が激減となっております。そして、最近では、私立の高知中央高校にも女子野球部が設立されるようでございます。室戸高校女子野球部も生徒が減ったといっても、まだチームは組めるようですので、他チームに負けないよう頑張ってもらいたいと願っております。毎年入学定員が80名ですので、せめて40名ぐらいの入学が欲しいと校長先生が話しておられました。室戸高校も入学者が少ないのを残念がらずに、どうすれば入学生がふえるのか、対応策も必要だと考えております。

まず第1に、生徒の進路指導を全力でサポートできること、希望をかなえる体制で入学から卒業まで責任を持って迎えること、文武両道を実践するプログラムの作成、クラブ活動の活性化、男子野球部の再建、サッカー部の設立準備等、優秀な指導者の配置が必要となってくると思います。市内中高連携を密にする、教師の交流会もする、市から室戸高校へはいろいろと援助もしております、補助金も出しております。室戸の子供が地元の高校へ進学する、それが当たり前というふうになれば、生徒数は減っても、室戸高校は存続できると考えます。室戸高校存続への方策として、室戸市としてどんなことができるのか、しなければいけないと思っているのか、取り組み姿勢についてお伺いをいたします。

(7)南海トラフ地震への安全対策についてお伺いをいたします。

全国各地で震度4前後の地震が頻繁に起きております。心配するのは、また地震か、今度のは小さいなと変に地震なれして素人判断することだと思うのです。地震は怖いというのを各自自覚をしなければいけないと存じます。

地震への対応策として、避難タワーの設置や公共施設も耐震施設となっております。避難路も随分と整備をされております。安全対策は着実に進行していると言っても過言ではありません。いつ起きても不思議ではないと言われていた南海トラフ地震、行政は市民に対して避難訓練への参加を呼びかけているのですが、どうも参加率が悪いとのようで、両方とも防災への意識が薄いと思われます。絶対大丈夫はあり得ませんし、想定外の出来事も視野に入れることも大切であろうかと思えます。命を守るとはどういうことか、真剣に取り組まなければいけないのではないのでしょうか。南海トラフ地震への安全対策についてお伺いをいたします。

東日本大震災が起きて、きょうで8年となります。私どもは地震の怖さ、津波の恐ろしさを嫌というほど目にいたしました。多くの方が亡くなり、またいまだに行方不明の方もたくさんおられます。この方々に深くお悔やみを申し上げたいと存じます。また、被災地の復興が一日

も早く実現され、笑顔を取り戻せますように心から願っております。

(8)医療の充実とその対策についてお尋ねをいたします。

市民の大きな心配事と言えば、病気や病気になった場合、診察や治療をしてくれるお医者さんの確保のことです。室戸からお医者さんがいなくなることを大変心配をしております。2月28日に、議員総会において室戸市地域医療計画案の説明を受けました。室戸市の目指す地域医療の形、市民が安心して暮らすことができるために以下の医療体制づくりを目指しますとありました。①として、急性疾患などによる急な体調悪化時にも対応できる医療機関の整備、②かかりつけ医療機関への病院を接続できる診療所支援体制の構築、③医療と介護が連携して在宅療養を支える仕組みづくりとありました。

その中で、①医療機関の整備、急性疾患の救急対応、入院治療とありました。室戸市が市立の診療所を建設するというのは聞いたのですが、市内の病院と連携するとはどこの病院なのでしょうか、お聞きをいたします。

また、連携する病院とはどんな連携をするのか、運営の内容について詳しく説明を求めたいと存じます。

室戸市立室戸岬診療所への常勤医師の確保のめどは立ったのでしょうか。通院するための足の確保はどう進んでいるのでしょうか。現状について、あわせて答弁を求めます。

(9)メタンハイドレートガス事業への取り組みについてお尋ねをいたします。

海底に眠る次世代のエネルギー資源が日本を救うと言われております。鉱物資源のほかにメタンハイドレートがあり、世界でも有数の量が四国沖に眠っているとされております。中でも、土佐沖、室戸沖の埋蔵量面積は広大であるようです。濃集帯は安定領域があり、2,000から3,500メートル海底下に厚い層が賦存、分布しているデータであるが、3次元探査が行われていないため、濃集帯区域が判明していないとのことであります。しかし、随一室戸市が大変お世話になっているJAMSTECの平朝彦理事長がコアを採取した濃集帯があるようであります。

市長は次世代のエネルギーと言われるメタンハイドレートに対する知識はどう持っておられるのか、お伺いをいたします。

次に、平成27年12月10日の高知新聞に、四国地域経済懇談会が開かれたとの記事がありました。その中に、元日本経済団体連合会副会長、友野宏新日鐵住金相談役から四国沖に300兆円を超す資源がある、高知を拠点に海洋開発を提案されております。この提案が本格化すれば、ぜひ室戸に日本初のメタンハイドレート基地の誘致を検討する価値があると思うのです。国が実証実験を渥美半島から志摩半島の第二渥美海丘で実施しましたが、ガスは上がったが、商業化には行き詰まっているデータがあるとのことでございます。市長のこのことに対する認識はいかがででしょうか、お伺いをいたします。

植田市長は、メタンハイドレートの知識については、私の知っている限りでは室戸市一であ

ると存じます。これからこの新エネルギー開発に向けて、国や民間企業団体がどのような動きをとっていくのか、注視する必要があると思うのですが、メタンハイドレートについて市長が今現在得ている情報があれば、構わない範囲で結構ですので、お教えをいただきたいと思えます。

また、メタンハイドレートについて、胸中には大変熱い思いがたくさんあると思うのですが、その一端でもお聞かせをいただきたいと思えます。

新エネルギーの開発と研究が、室戸市の将来にとって素晴らしい結果をもたらしてくれることを楽しみに待ちたいと思えます。メタンハイドレートに対する市長のリーダーシップを求めまして、これで私の1回目の質問を終わります。

○議長（濱口太作君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱口太作君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

あすは一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いをいたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時 25 分 延会